

改正 令和2年2月13日 原規法発第2002071号 原子力規制委員会決定

令和2年2月13日

原子力規制委員会

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等に基づく原子力規制委員会の処分に係る審査基準等の一部改正について

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等に基づく原子力規制委員会の処分に係る審査基準等（原規総発第1311275号）の一部を、別表により改正する。

附 則

この規程は、原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律（平成29年法律第15号）第3条の規定の施行の日（令和2年4月1日）から施行する。

別表 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等に基づく原子力規制委員会の処分に係る審査基準等 新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改正後				改正前			
(別表)				(別表)			
条文	内容	審査基準又は処分基準	標準処理期間	条文	内容	審査基準又は処分基準	標準処理期間
【製錬の規則】				【製錬の規則】			
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
第8条第1項	製錬事業者である法人の合併及び分割に係る認可	基準は、第8条第2項において準用する第4条第1号及び第3号に規定されている。(※1)	※6	第8条第1項	製錬事業者である法人の合併及び分割に係る認可	基準は、第8条第2項において準用する第4条第1項第1号に規定されている。(※1)	※6
(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	
第11条の2第2項	防護措置に係る是正措置等の命令	基準は、第11条の2第2項及び製錬規則第6条の2に規定されている。 <u>製錬規則第6条の2については、原子力規制委員会が別に定める基準を基とし、個々の事案ごとに判断する。</u>		第11条の2第2項	防護措置に係る是正措置等の命令	基準は、第11条の2第2項及び製錬規則第6条の2に規定されている。 <u>製錬規則第6条の2については原子力規制委員会が別に定める基準を基とし、個々の事案毎に判断する。</u>	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
第12条の2第1	製錬事業者が定めた核物質防護	基準は、第12条の2第2項及び製錬規則第6条	90日	第12条の2第1	製錬事業者が定めた核物質防護	基準は、第12条の2第2項及び製錬規則第6条	90日

項	規定の認可	の2に規定されている。 <u>製錬規則第6条の2</u> については、原子力規制委員会が別に定める基準を基とし、個々の事案 <u>ごと</u> に判断する。		項	規定の認可	の2に規定されている。 <u>製錬規則第6条の2</u> については原子力規制委員会が別に定める基準を基とし、個々の事案 <u>毎</u> に判断する。	
	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)
第12条の2第3項	製錬事業者が定めた核物質防護規定の変更命令	基準は、第12条の2第3項及び製錬規則第6条の2に規定されている。 <u>製錬規則第6条の2</u> については、原子力規制委員会が別に定める基準を基とし、個々の事案 <u>ごと</u> に判断する。		第12条の2第3項	製錬事業者が定めた核物質防護規定の変更命令	基準は、第12条の2第3項及び製錬規則第6条の2に規定されている。 <u>製錬規則第6条の2</u> については原子力規制委員会が別に定める基準を基とし、個々の事案 <u>毎</u> に判断する。	
(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	
第12条の6第2項	廃止措置計画の認可	基準は、第12条の6第4項及び製錬規則第7条の5の9に規定されている。(※2)	※6	第12条の6第2項	廃止措置計画の認可	基準は、第12条の6第4項及び製錬規則第7条の5の6に規定されている。(※2)	※6
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
第12条の6第8項	廃止措置の終了の <u>確認</u>	基準は、第12条の6第8項及び製錬規則第7条の5の11に規定されて	※6	第12条の6第8項	廃止措置の終了 <u>確認</u>	基準は、第12条の6第8項及び製錬規則第7条の5の8に規定されてい	※6

		いる。(※2)				る。(※2)	
第12条 の7第2 項	指定の取消し等 に伴う廃止措置 計画の認可	基準は、第12条の7第 5項及び製錬規則第7条 の5の9に規定されてい る。(※2)	※6	第12条 の7第2 項	指定の取消し等 に伴う廃止措置 計画の認可	基準は、第12条の7第 5項及び製錬規則第7条 の5の6に規定されてい る。(※2)	※6
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
第12条 の7第9 項	指定の取消し等 に伴う廃止措置 の終了の確認	基準は、第12条の7第 9項及び製錬規則第7条 の5の11に規定されて いる。(※2)	※6	第12条 の7第9 項	指定の取消し等 に伴う廃止措置 の終了確認	基準は、第12条の7第 9項及び製錬規則第7条 の5の8に規定されてい る。(※2)	※6
【加工の規制】				【加工の規制】			
第13条 第1項	加工事業の許可	基準は、第14条各号の 規定並びに加工施設の位 置、構造及び設備の基準 に関する規則（平成25 年原子力規制委員会規則 第17号。以下「加工事 業許可基準規則」とい う。）及び原子力施設の 保安のための業務に係る 品質管理に必要な体制の 基準に関する規則（令和 2年原子力規制委員会規 則第2号。以下「品質管	※6	第13条 第1項	加工事業の許可	基準は、第14条第1項 各号の規定及び「加工施 設の位置、構造及び設備 の基準に関する規則」 （平成25年原子力規制 委員会規則第17号。以 下「加工事業許可基準規 則」という。）によるも のとし、以下の規程を基 として個々の事案毎に判 断する。	※6

		<p>日原子力安全委員会決定)</p> <p>○加工施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の<u>解釈</u> (原管研発第1311271号 (平成25年11月27日原子力規制委員会決定))</p> <p>○原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則の<u>解釈</u> (番号 (令和 年 月 日原子力規制委員会決定)。以下「品質管理基準解釈」という。)</p>				<p>日、原子力安全委員会決定)</p> <p>○「加工施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の<u>解釈</u>」(原管研発第1311271号 (平成25年11月27日原子力規制委員会決定)。以下「加工事業許可基準解釈」という。)</p>	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
第16条の2第1項	加工施設の設計及び工事の <u>計画</u> の認可	<p>基準は、第16条の2第3項に規定されている。同項第2号については、<u>加工施設の技術基準に関する規則</u> (令和 年原子力規制委員会規則第 号。以下「加工技術基準</p>	※6	第16条の2第1項	加工施設の設計及び工事の <u>方法</u> の認可	<p>基準は、第16条の2第3項に規定されている。同項第2号については、「<u>加工施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則</u>」(昭和62年総理府令第10号)、「核</p>	※6

		<p>規則」という。)及び核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示(平成27年原子力規制委員会告示第8号)によるものとし、以下の規程を基として個々の事案ごとに判断する。</p>				<p>燃料物質の加工の事業に関する規則等の規定に基づき、線量限度等を定める告示(平成12年科学技術庁告示第13号)及び「工場又は事業所における核燃料物質等の運搬に関する措置に係る技術的細目等を定める告示(昭和53年通商産業省告示第666号)」に規定されている。(※2)</p> <p>同項第3号については、「加工施設に係る加工事業者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則(平成25年原子力規制委員会規則第18号)によるものとし、以下の規程を基として個々の事案毎に判断する。</p> <p>○「加工施設に係る加工</p>	
		<p>○加工施設の技術基準に</p>					

		<u>関する規則の解釈（番号（令和 年 月 日 原子力規制委員会決定）。以下「加工技術基準解釈」という。）</u>				<u>事業者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則の解釈」（原管研発第1311272号（平成25年11月27日原子力規制委員会決定））</u>	
	加工施設の変更に係る設計及び工事の <u>計画</u> の認可	同上	※6		加工施設の変更に係る設計及び工事の <u>方法</u> の認可	同上	※6
第16条の2第2項	加工施設の設計及び工事の <u>計画</u> の変更の認可	同上	※6	第16条の2第2項	加工施設の設計及び工事の <u>方法</u> の変更の認可	同上	※6
第16条の3第3項	加工施設の <u>使用前事業者検査</u> に関する確認	基準は、第16条の3第2項に規定されている。同項第2号については、 <u>加工技術基準規則及び核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示によるものとし、以下の規程</u>	<u>確認</u> 終了後30日	第16条の3第1項	加工施設の <u>使用前検査</u>	基準は、第16条の3第2項に規定されている。同項第2号については、 <u>「加工施設の性能に係る技術基準に関する規則」（平成25年原子力規制委員会規則第19号。以下「加工性能基準規則」という。）、「核燃料物質</u>	<u>検査</u> 終了後30日

		を基として個々の事案ごとに判断する。 ○加工技術基準解釈				の加工の事業に関する規則等の規定に基づき、線量限度等を定める告示」及び「工場又は事業所における核燃料物質等の運搬に関する措置に係る技術的細目等を定める告示」に規定されている。 (※2)	
	(削除)	(削除)	(削除)		加工施設の変更に係る使用前検査	同上	検査終了後30日
(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	第16条の4第1項	加工施設の溶接検査	基準は、第16条の4第3項及び加工施設、再処理施設、特定廃棄物埋設施設及び特定廃棄物管理施設の溶接の技術基準に関する規則（平成12年総理府令第123号。以下「核燃料施設溶接規則」という。）に規定されている。(※2)	※6
(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	第16条の4第2項	加工施設の溶接の方法の認可	基準は、核燃料物質の加工の事業に関する規則（昭和41年総理府令第	※6

						<p>37号。以下「加工規則」という。)第3条の12第3項の規定によるものとし、以下の規程を基として個々の事案毎に判断する。</p> <p>○加工施設及び再処理施設に係る溶接の方法の認可について(平成12年12月27日付け12安局第212号(原子力安全局長通達)。以下「核燃料施設溶接方法認可通達」という。)</p>	
(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	第16条の4第4項	輸入した加工施設の溶接検査	<p>基準は、第16条の4第5項及び核燃料施設溶接規則に規定されている。(※2)</p>	※6
第18条第1項	加工事業者である法人の合併及び分割に係る認可	<p>基準は、第18条第2項において準用する第14条第1号、第2号及び第4号に規定されている。(※2)</p>	※6	第18条第1項	加工事業者である法人の合併及び分割に係る認可	<p>基準は、第18条第2項において準用する第14条第1号に規定されている。(※2)</p>	※6
第20条	加工事業の許可	基準は、第20条第1項		第20条	加工事業の許可	基準は、第20条第1項	

第1項	の取消し	及び核燃料物質の加工の事業に関する規則（昭和41年総理府令第37号。以下「加工規則」という。）第6条に規定されている。（※3）		第1項	の取消し	及び加工規則第6条に規定されている。（※3）	
(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	
第21条の3第1項	加工施設の使用の停止等	基準は、第21条の3第1項並びに加工事業許可基準規則及び加工技術基準規則に規定されている。（※3）		第21条の3第1項	加工施設の使用の停止等	基準は、第21条の3第1項、加工事業許可基準規則及び加工性能基準規則によるものとする。	
第21条の3第2項	防護措置に係る是正措置等の命令	基準は、第21条の3第2項及び加工規則第7条の9に規定されている。加工規則第7条の9については、原子力規制委員会が別に定める基準を基とし、個々の事案ごとに判断する。		第21条の3第2項	防護措置に係る是正措置等の命令	基準は、第21条の3第2項及び加工規則第7条の9に規定されている。加工規則第7条の9については原子力規制委員会が別に定める基準を基とし、個々の事案毎に判断する。	
第22条第1項	加工事業者が定めた保安規定の認可	基準は、第22条第2項に規定されている。同項第2号については、加工施設における保安規	30日	第22条第1項	加工事業者が定めた保安規定の認可	基準は、第22条第2項に規定されている。同項については、「加工施設における保安規定の	30日

		定の審査基準（原管研発第1311274号（平成25年11月27日原子力規制委員会決定））を基とし、個々の事案ごとに判断する。				審査基準」（原管研発第1311274号（平成25年11月27日原子力規制委員会決定））を基とし、個々の事案毎に判断する。	
	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
第22条の6第1項	加工事業者が定めた核物質防護規定の認可	基準は、第22条の6第2項において読み替えて準用する第12条の2第2項及び加工規則第7条の9に規定されている。加工規則第7条の9については、原子力規制委員会が別に定める基準を基とし、個々の事案ごとに判断する。	90日	第22条の6第1項	加工事業者が定めた核物質防護規定の認可	基準は、第22条の6第2項において準用する第12条の2第2項及び加工規則第7条の9に規定されている。加工規則第7条の9については原子力規制委員会が別に定める基準を基とし、個々の事案毎に判断する。	90日
	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)
第22条の6第2項	加工事業者が定めた核物質防護規定の変更命令	基準は、第22条の6第2項において読み替えて準用する第12条の2第3項及び加工規則第7条の9に規定されている。		第22条の6第2項	加工事業者が定めた核物質防護規定の変更命令	基準は、第22条の6第2項において準用する第12条の2第3項及び加工規則第7条の9に規定されている。加工規則第	

		加工規則第7条の9については、原子力規制委員会が別に定める基準を基とし、個々の事案ごとに判断する。				7条の9については原子力規制委員会が別に定める基準を基とし、個々の事案毎に判断する。	
第22条の7第2項	核物質防護管理者の解任命令	基準は、第22条の7第2項において読み替えて準用する第12条の5に規定されている。(※3)		第22条の7第2項	核物質防護管理者の解任命令	基準は、第22条の7第2項において準用する第12条の5に規定されている。(※3)	
(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	
第22条の8第2項	廃止措置計画の認可	基準は、第22条の8第3項において読み替えて準用する第12条の6第4項及び加工規則第9条の8に規定されている。(※2)	※6	第22条の8第2項	廃止措置計画の認可	基準は、第22条の8第3項において準用する第12条の6第4項及び加工規則第9条の8に規定されている。(※2)	※6
第22条の8第3項において読み替えて準用する第12条の6	廃止措置計画の変更の認可	同上	※6	第22条の8第3項において準用する第12条の6第3項	廃止措置計画の変更の認可	同上	※6

第3項							
(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	
第22条の8第3項において準用する第12条の6第8項	廃止措置の終了の確認	基準は、第22条の8第3項において準用する第12条の6第8項及び加工規則第9条の10に規定されている。(※2)	※6	第22条の8第3項において準用する第12条の6第8項	廃止措置の終了の確認	基準は、第22条の8第3項において準用する第12条の6第8項及び加工規則第9条の10に規定されている。(※2)	※6
第22条の9第2項	許可の取消し等に伴う廃止措置計画の認可	基準は、第22条の9第5項において読み替えて準用する第12条の7第5項及び加工規則第9条の8に規定されている。(※2)	※6	第22条の9第2項	許可の取消し等に伴う廃止措置計画の認可	基準は、第22条の9第5項において準用する第12条の7第5項及び加工規則第9条の8に規定されている。(※2)	※6
第22条の9第5項において読み替えて準用する第12条の7第4項	許可の取消し等に伴う廃止措置計画の変更の認可	同上	※6	第22条の9第5項において準用する第12条の7第4項	許可の取消し等に伴う廃止措置計画の変更の認可	同上	※6

第22条の9第5項において準用する第12条の7第8項	核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物による災害防止のための措置等の命令	基準は、第22条の9第5項において <u>読み替えて準用する</u> 第12条の7第8項に規定されている。(※3)		第22条の9第5項において準用する第12条の7第8項	核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物による災害防止のための措置等の命令	基準は、第22条の9第5項において <u>準用する</u> 第12条の7第8項に規定されている。(※3)	
第22条の9第5項において <u>読み替えて準用する</u> 第12条の7第9項	許可の取消し等に伴う廃止措置の <u>終了の確認</u>	基準は、第22条の9第5項において <u>読み替えて準用する</u> 第12条の7第9項及び加工規則第9条の10に規定されている。(※2)	※6	第22条の9第5項において <u>準用する</u> 第12条の7第9項	許可の取消し等に伴う廃止措置の <u>終了確認</u>	基準は、第22条の9第5項において <u>準用する</u> 第12条の7第9項及び加工規則第9条の10に規定されている。(※2)	※6
【試験研究用等原子炉の規制】				【試験研究用等原子炉の規制】			
第23条第1項	原子炉（試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則（昭和32年総理府令第83号。以下「試験炉規則」	基準は、第24条第1項各号の規定並びに試験研究の用に供する原子炉等の位置、構造及び設備の基準に関する <u>規則</u> （平成25年原子力規制委員会規則第21号。以下「試験炉許可基準規則」とい	※6	第23条第1項	原子炉（試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則（昭和32年総理府令第83号。以下「試験炉規則」	基準は、第24条第1項各号の規定及び「試験研究の用に供する原子炉等の位置、構造及び設備の基準に関する <u>規則</u> 」（平成25年原子力規制委員会規則第21号。以下「試験炉許可基準規則」	※6

	<p>という。) 第1条第1号又は第2号に掲げるものに限る。) の設置の許可</p>	<p>う。) 及び品質管理基準規則によるものとし、以下の規程を基として個々の事案ごとに判断する。</p> <p>○原子力事業者の技術的能力に関する審査指針</p> <p>○試験研究の用に供する原子炉等の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈 (原規研発第1311271号 (平成25年11月27日原子力規制委員会決定)。以下「試験炉許可基準解釈」という。)</p> <p>○品質管理基準解釈</p>			<p>という。) 第1条第1号又は第2号に掲げる原子炉に限る。) 設置の許可</p>	<p>という。) によるものとし、以下の規程を基として個々の事案毎に判断する。</p> <p>○「原子力事業者の技術的能力に関する審査指針」 (平成16年5月27日、原子力安全委員会)</p> <p>○「試験研究の用に供する原子炉等の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈」 (原規研発第1311271号 (平成25年11月27日原子力規制委員会決定)。以下「試験炉許可基準解釈」という。)</p>	
第23条の2第1項	<p>外国原子力船に設置した試験研究用等原子炉に係る許可</p>	<p>基準は、第24条の2第1項並びに試験炉許可基準規則及び品質管理基準規則によるものとし、以下の規程を基として個々</p>	※6	第23条の2第1項	<p>外国原子力船に係る試験研究用等原子炉の設置の許可</p>	<p>基準は、第24条の2第1項及び試験炉許可基準規則によるものとし、以下の規程を基として個々の事案毎に判断する。</p>	※6

		<p>の事案ごとに判断する。</p> <p>○原子力事業者の技術的能力に関する審査指針</p> <p>○試験炉許可基準解釈</p> <p>○品質管理基準解釈</p>				<p>○「原子力事業者の技術的能力に関する審査指針」(平成16年5月27日、原子力安全委員会)</p> <p>○試験炉許可基準解釈</p>	
第26条第1項	原子炉(試験炉規則第1条第1号又は第2号に掲げるものに限る。)の設置の変更の許可	<p>基準は、第26条第4項において準用する第24条第1項各号の規定並びに試験炉許可基準規則及び品質管理基準規則によるものとし、以下の規程を基として個々の事案ごとに判断する。</p> <p>○原子力事業者の技術的能力に関する審査指針</p> <p>○試験炉許可基準解釈</p> <p>○品質管理基準解釈</p>	※6	第26条第1項	原子炉(試験炉規則第1条第1号又は第2号に掲げる原子炉に限る。)の設置の変更の許可	<p>基準は、第26条第4項において準用する第24条第1項各号の規定及び試験炉許可基準規則によるものとし、以下の規程を基として個々の事案毎に判断する。</p> <p>○「原子力事業者の技術的能力に関する審査指針」(平成16年5月27日、原子力安全委員会)</p> <p>○試験炉許可基準解釈</p>	※6

<p>第26条の2第1項</p>	<p>外国原子力船に設置した試験研究用等原子炉に係る変更の許可</p>	<p>基準は、第26条の2第3項において準用する第24条の2第1項並びに試験炉許可基準規則及び品質管理基準規則によるものとし、以下の規程を基として個々の事案ごとに判断する。</p> <p>○原子力事業者の技術的能力に関する審査指針</p> <p>○試験炉許可基準解釈</p> <p>○品質管理基準解釈</p>	<p>※6</p>	<p>第26条の2第1項</p>	<p>外国原子力船に係る試験研究用等原子炉の設置の変更の許可</p>	<p>基準は、第26条の2第3項において準用する第24条の2第1項及び試験炉許可基準規則によるものとし、以下の規程を基として個々の事案毎に判断する。</p> <p>○試験炉許可基準解釈</p>	<p>※6</p>
<p>第27条第1項</p>	<p>原子炉施設（試験炉規則第1条第1号又は第2号に掲げるものに係るものに限る。）の設計及び工事の計画の認可</p>	<p>基準は、第27条第3項に規定されている。同項第2号については、試験研究の用に供する原子炉等の技術基準に関する規則（令和 年原子力規制委員会規則第 号。以下「試験炉技術基準規則」という。）、核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示及び核燃料</p>	<p>※6</p>	<p>第27条第1項及び第2項</p>	<p>原子炉（試験炉規則第1条第1号又は第2号に掲げる原子炉に限る。）施設の設計及び工事方法の認可</p>	<p>基準は、第27条第3項に規定されている。同項第2号については「試験研究の用に供する原子炉等の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則」（昭和62年総理府令第11号）、「試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則等の規定に基づき、線量限度を定める告示」（昭和63年7月26日</p>	<p>※6</p>

		<p><u>物質等の工場又は事業所内の運搬に関する措置等に係る技術的細目等を定める告示（昭和53年科学技術庁告示第10号）</u>によるものとし、以下の規定を基として個々の事案ごとに判断する。</p> <p>○<u>試験研究の用に供する原子炉等の技術基準に関する規則の解釈</u>（番号（令和 年 月 日</p>				<p><u>号外科学技術庁告示第20号）及び「工場又は事業所における核燃料物質等の運搬に関する措置に係る技術的細目等を定める告示」に規定されている。（※2）</u></p> <p>同項第3号については、<u>「試験研究の用に供する原子炉等に係る試験研究用等原子炉設置者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則」（平成25原子力規制委員会規則第22号）</u>によるものとし、以下の規定を基として個々の事案毎に判断する。</p> <p>○<u>「試験研究の用に供する原子炉等に係る試験研究用等原子炉設置者の設計及び工事に係る</u></p>	
--	--	--	--	--	--	---	--

		原子力規制委員会決定)。以下「 <u>試験炉技術基準解釈</u> 」(とい <u>う。)</u>				品質管理の方法及びその <u>検査のための組織の技術基準に関する規則の解釈</u> 」(原規研発第 <u>1311272号</u> (平成25年11月27日原子力規制委員会決定))	
	原子炉施設 (<u>試験炉規則第1条第1号又は第2号に掲げるものに係るものに限る。)</u> の変更に係る設計及び工事の <u>計画</u> の認可	同上	※6		原子炉 (<u>試験炉規則第1条第1号又は第2号に掲げる原子炉に限る。)</u> 施設の変更に係る設計及び工事 <u>方法</u> の認可	同上	※6
第27条第2項	原子炉施設 (<u>試験炉規則第1条第1号又は第2号に掲げるものに係るものに限る。)</u> の設計及び工事の <u>計画</u> の変更の認可	同上	※6	(新設)	原子炉 (<u>試験炉規則第1条第1号又は第2号に掲げる原子炉に限る</u>) 施設の設計及び工事 <u>方法</u> の変更の認可	同上	※6

第28条 第3項	原子炉施設（試験炉規則第1条第1号又は第2号に掲げるものに係るものに限る。）の使用前事業者検査に関する確認	基準は、第28条第2項に規定されている。 同項第2号については、試験炉技術基準規則、核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示及び核燃料物質等の工場又は事業所内の運搬に関する措置等に係る技術的細目等を定める告示によるものとし、以下の規程を基として個々の事案ごとに判断する。 ○試験炉技術基準解釈	確認終了 後30日 間	第28条 第1項	原子炉（試験炉規則第1条第1号又は第2号に掲げる原子炉に限る。）施設の使用前検査	基準は、第28条第2項及び「試験研究の用に供する原子炉等の性能に係る技術基準に関する規則」（平成25年原子力規制委員会規則第23号。以下「試験炉性能基準規則」という。）、「試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則等の規定に基づき、線量限度を定める告示」及び「工場又は事業所における核燃料物質等の運搬に関する措置に係る技術的細目等を定める告示」に規定されている。（※2）	検査終了 後30日 間
	(削除)	(削除)	(削除)		原子炉（試験炉規則第1条第1号又は第2号に掲げる原子炉に限る。）施設の変更に係る使用前検査	同上	検査終了 後30日 間

(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	第28条の2第1項	原子炉（試験炉規則第1条第1号又は第2号に掲げる原子炉に限る。）等施設の溶接検査	基準は、第28条の2第3項及び試験研究の用に供する原子炉等の溶接の技術基準に関する規則（昭和61年総理府令第74号。以下「試験炉溶接規則」という。）に規定されている。（※2）	検査終了後30日間
(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	第28条の2第2項	原子炉（試験炉規則第1条第1号又は第2号に掲げる原子炉に限る。）等施設の溶接の方法の認可	基準は、試験炉規則第3条の1第3項の規定によるものとし、以下の規程を基として個々の事案毎に判断する。 ○試験研究の用に供する原子炉等の溶接の方法の認可について（平成12年12月27日付け12安局第211号（原子力安全局長通達））	30日
(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	第28条の2第4項	輸入した原子炉（試験炉規則第1条第1号又は第2号に掲げる原子炉に限る。）	基準は、第28条の2第5項及び試験炉溶接規則に規定されている。（※2）	検査終了後30日間

					施設の溶接検査		
第31条 第1項	原子炉設置者 (試験炉規則第 1条第1号又は 第2号に掲げる ものに係るもの に限る。)である 法人の合併及び 分割に係る認可	基準は、第31条第2項 において準用する第24 条第1項第1号、第2号 及び第4号に規定されて いる。(※2)	※6	第31条 第1項	原子炉(試験炉 規則第1条第1 号又は第2号に 掲げる原子炉に 限る。)設置者で ある法人の合併 及び分割に係る 認可	基準は、第31条第2項 において準用する第24 条第1項第1号に規定さ れている。(※2)	※6
第33条 第1項	原子炉(試験炉 規則第1条第1 号又は第2号に 掲げるものに限 る。)の設置の許 可の取消し	基準は、第33条第1項 及び試験炉規則第5条の 2に規定されている。 (※3)		第33条 第1項	原子炉(試験炉 規則第1条第1 号又は第2号に 掲げる原子炉に 限る。)設置の許 可の取消し	基準は、第33条第1項 に規定されている。(※ 3)	
第33条 第2項	原子炉(試験炉 規則第1条第1 号又は第2号に 掲げるものに限 る。)の設置の許 可の取消し又は 運転の停止命令	基準は、第33条第2項 に規定されている。(※ 3)		第33条 第2項	原子炉(試験炉 規則第1条第1 号又は第2号に 掲げる原子炉に 限る。)設置の許 可の取消し又は 運転の停止命令	基準は、第33条第2項 に規定されている。(※ 3)	
第36条 第1項	原子炉(試験炉 規則第1条第1	基準は、第36条第1項 並びに試験炉許可基準規		第36条 第1項	原子炉(試験炉 規則第1条第1	基準は、第36条第1 項、試験炉許可基準規則	

	号又は第2号に掲げる <u>もの</u> に限る。)の使用の停止等	則及び試験炉技術基準規則に規定されている。 (※3)			号又は第2号に掲げる <u>原子炉</u> に限る。)の使用の停止等	及び試験炉性能基準規則によるものとする。(※3)	
第36条第2項	防護措置に係る是正措置等の命令	基準は、第36条第2項及び試験炉規則第14条の3に規定されている。 <u>試験炉規則第14条の3</u> については、原子力規制委員会が別に定める基準を基とし、 <u>個々の事案ごと</u> に判断する。		第36条第2項	防護措置に係る是正措置等の命令	基準は、第36条第2項及び試験炉規則第14条の3に規定されている。 <u>試験炉規則第14条の3</u> については、原子力規制委員会が別に定める基準を基とし、 <u>個々の事案毎</u> に判断する。	
第37条第1項	<u>原子炉設置者</u> (<u>試験炉規則第1条第1号又は第2号に掲げるものに係るものに限り、第43条の3の2第2項及び第43条の3の3第2項における廃止措置計画の認可を受けた者を除く。</u>) <u>が定めた保</u>	基準は、第37条第2項に規定されている。 <u>同項第2号</u> については、 <u>試験研究の用に供する原子炉等における保安規定の審査基準</u> (原規研発第1311273号(平成25年11月27日原子力規制委員会決定))を基とし、 <u>個々の事案ごと</u> に判断する。	90日間	第37条第1項	<u>原子炉(試験炉規則第1条第1号又は第2号に掲げる原子炉に限る。)</u> 設置者 (<u>第43条の3の2第2項及び第43条の3の3第2項における廃止措置計画の認可を受けた者を除く。</u>) <u>の保安規定の認可及</u>	基準は、第37条第2項に規定されている。 <u>同項</u> については、「 <u>試験研究の用に供する原子炉等における保安規定の審査基準</u> 」(原規研発第1311273号(平成25年11月27日原子力規制委員会決定))を基とし、 <u>個々の事案毎</u> に判断する。	90日間

	安規定の認可及び変更の認可				び変更の認可		
	原子炉設置者 (試験炉規則第1条第1号又は第2号に掲げるものに係るもの)に限り、第43条の3の2第2項及び第43条の3の3第2項における廃止措置計画の認可を受けた者に限る。)が定めた保安規定の認可及び変更の認可	基準は、第37条第2項に規定されている。 同項第2号については、 <u>廃止措置段階の試験研究用等原子炉施設における保安規定の審査基準</u> (原管廃発第13112714号(平成25年11月27日原子力規制委員会決定))を基とし、個々の事案ごとに判断する。	60日間		原子炉(試験炉規則第1条第1号又は第2号に掲げる原子炉に限る。)設置者(第43条の3の2第2項及び第43条の3の3第2項における廃止措置計画の認可を受けた者に限る。)の保安規定の変更の認可及び変更の認可	基準は、第37条第2項に規定されている。 同項については、「 <u>廃止措置段階の試験研究用等原子炉施設における保安規定の審査基準</u> 」(原管廃発第13112714号(平成25年11月27日原子力規制委員会決定))を基とし、個々の事案毎に判断する。	60日間
第37条第3項	原子炉設置者 (試験炉規則第1条第1号又は第2号に掲げるものに係るもの)に限り、第43条の3の2第2項及び第43条	基準は、第37条第3項に規定されている。(※3)		第37条第3項	原子炉(試験炉規則第1条第1号又は第2号に掲げる原子炉に限る。)設置者(第43条の3の2第2項及び第43条の3の	基準は、第37条第3項に規定されている。(※3)	

	の3の3第2項における廃止措置計画の認可を受けた者を除く。)が定めた保安規定の変更命令				3第2項における廃止措置計画の認可を受けた者を除く。)が定めた保安規定の変更命令		
	原子炉設置者 (試験炉規則第1条第1号又は第2号に掲げるものに係るものに限り、第43条の3の2第2項及び第43条の3の3第2項における廃止措置計画の認可を受けた者に限る。)が定めた保安規定の変更命令	同上			原子炉(試験炉規則第1条第1号又は第2号に掲げる原子炉に限る。)設置者(第43条の3の2第2項及び第43条の3の3第2項における廃止措置計画の認可を受けた者に限る。)が定めた保安規定の変更命令	基準は、第37条第3項に規定されている。(※3)	
第39条第1項	原子炉施設(試験炉規則第1条第1号又は第2	基準は、第39条第3項において準用する第24条に規定されている。	※6	第39条第1項	原子炉(試験炉規則第1条第1号又は第2号に	基準は、第39条第3項において準用する第24条に規定されている。	※6

	<u>号に掲げるものに係るものに限る。）の譲受けの許可</u>	(※2)			<u>掲げる原子炉に限る。）施設の譲受けの許可</u>	(※2)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
第41条 第1項第 2号	原子炉主任技術者に係る認定	基準は、令第20条において <u>読み替えて準用する</u> 令第11条に規定されている。(※2)	30日	第41条 第1項第 2号	原子炉主任技術者に係る認定	基準は、令第20条において <u>準用する</u> 令第11条に規定されている。(※2)	30日
(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	
第43条	<u>原子炉主任技術者（試験炉規則第1条第1号又は第2号に掲げるものに係るものに限る。）の解任命令</u>	基準は、第43条に規定されている。(※3)		第43条	<u>原子炉（試験炉規則第1条第1号又は第2号に掲げる原子炉に限る。）主任技術者の解任命令</u>	基準は、第43条に規定されている。(※3)	
第43条 の2第1 項	<u>原子炉設置者（試験炉規則第1条第1号又は第2号に掲げるものに係るものに限る。）が定めた核物質防護規</u>	基準は、第43条の2第2項において <u>読み替えて準用する</u> 第12条の2第2項及び試験炉規則第14条の3に規定されている。 <u>試験炉規則第14条の3</u>	90日	第43条 の2第1 項	<u>原子炉（試験炉規則第1条第1号又は第2号に掲げる原子炉に限る。）設置者が定めた核物質防護規定の認可</u>	基準は、第43条の2第2項において <u>準用する</u> 第12条の2第2項及び試験炉規則第14条の3に規定されている。 <u>試験炉規則第14条の3</u> については、原子力規制委員会	90日

	定の認可	については、原子力規制委員会が別に定める基準を基とし、個々の事案ごとに判断する。				が別に定める基準を基とし、個々の事案毎に判断する。	
	原子炉設置者 (試験炉規則第1条第1号又は第2号に掲げるものに係るものに限る。)が定めた核物質防護規定の変更の認可	同上	90日		原子炉(試験炉規則第1条第1号又は第2号に掲げる原子炉に限る。)設置者が定めた核物質防護規定の変更の認可	同上	90日
第43条の2第2項	原子炉設置者 (試験炉規則第1条第1号又は第2号に掲げるものに係るものに限る。)が定めた核物質防護規定の変更命令	基準は、第43条の2第2項において読み替えて準用する第12条の2第3項及び試験炉規則第14条の3に規定されている。 試験炉規則第14条の3については、原子力規制委員会が別に定める基準を基とし、個々の事案ごとに判断する。		第43条の2第2項	原子炉(試験炉規則第1条第1号又は第2号に掲げる原子炉に限る。)設置者が定めた核物質防護規定の変更命令	基準は、第43条の2第2項において準用する第12条の2第3項及び試験炉規則第14条の3に規定されている。試験炉規則第14条の3については、原子力規制委員会が別に定める基準を基とし、個々の事案毎に判断する。	

第43条 の2の2 第2項	核物質防護管理 者の解任命令	基準は、 <u>第43条の2の 2第2項において読み替 えて準用する第12条の 5に規定されている。</u> (※3)		第43条 の3第2 項	核物質防護管理 者の解任命令	基準は、 <u>第43条の3第 2項において準用する第 12条の5に規定されて いる。</u> (※3)	
第43条 の3の2 第2項	<u>原子炉設置者 (試験炉規則第 1条第1号又は 第2号に掲げる ものに係るもの に限る。)</u> の廃止 措置計画の認可	基準は、 <u>第43条の3の 2第3項において読み替 えて準用する第12条の 6第4項及び試験炉規則 第16条の9に規定され ている。</u> <u>これらの規定について</u> は、 <u>発電用原子炉施設及 び試験研究用等原子炉施 設の廃止措置計画の審査 基準（原管廃発第131 12716号（平成25 年11月27日原子力規 制委員会決定）。</u> 以下 「 <u>原子炉施設廃止措置計 画審査基準</u> 」 <u>という。</u> ） を基とし、 <u>個々の事案ご とに判断する。</u>	※6	第43条 の3の2 第2項	<u>原子炉（試験炉 規則第1条第1 号又は第2号に 掲げる原子炉に 限る。）設置者の 廃止措置に関す る計画の認可</u>	基準は、 <u>第43条の3の 2第3項において準用す る第12条の6第4項及 び試験炉規則第16条の 9に規定されている。</u> <u>同項については、「発電 用原子炉施設及び試験研 究用等原子炉施設の廃止 措置計画の審査基準（原 管廃発第1311271 6号（平成25年11月 27日原子力規制委員会 決定。以下「原子炉施設 廃止措置計画審査基準」 という。）を基とし、 個々の事案毎に判断す る。</u>	※6

第43条の3の2第3項において読み替えて準用する第12条の6第3項	原子炉設置者（試験炉規則第1条第1号又は第2号に掲げるものに係るものに限る。）の廃止措置計画の変更の認可	同上	※6	第43条の3の2第3項において準用する第12条の6第3項	原子炉（試験炉規則第1条第1号又は第2号に掲げる原子炉に限る。）設置者の廃止措置に関する計画の変更の認可	基準は、第43条の3の2第3項において準用する第12条の6第4項及び試験炉規則第16条の9に規定されている。同項については、原子炉施設廃止措置計画審査基準を基し、個々の事案毎に判断する。	※6
第43条の3の2第3項において読み替えて準用する第12条6第7項	核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物による災害防止のための措置等の命令	基準は、第43条の3の2第3項において読み替えて準用する第12条の6第7項に規定されている。（※3）		第43条の3の2第3項において準用する第12条6第7項	核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物による災害の防止のための措置等の命令	基準は、第43条の3の2第3項において準用する第12条の6第7項に規定されている。（※3）	
第43条の3の2第3項において準用する第12条の6第8項	廃止措置の終了の確認（試験炉規則第1条第1号又は第2号に掲げる原子炉に係るものに限る。）	基準は、第43条の3の2第3項において準用する第12条の6第8項及び試験炉規則第16条の11に規定されている。	※6	第43条の3の2第3項において準用する第12条の6第8項	廃止措置終了の確認（試験炉規則第1条第1号又は第2号に掲げる原子炉に係るものに限る。）	基準は、試験炉規則第16条の11に規定されている。	※6
第43条	許可の取消し等	基準は、第43条の3の	※6	第43条	許可の取消し等	基準は、第43条の3の	※6

の3の3 第2項	に伴う <u>旧試験研究用等原子炉設置者等（試験炉規則第1条第1号又は第2号に掲げるものに係るものに限る。）の廃止措置計画の認可</u>	3第4項において <u>読み替えて準用する第12条の7第5項及び試験炉規則第16条の12において読み替えて準用する試験炉規則第16条の9に規定されている。</u> これらの規定については、原子炉施設廃止措置計画審査基準を基とし、個々の事案ごとに判断する。		の3の3 第2項	に伴う <u>原子炉（試験炉規則第1条第1号又は第2号に掲げる原子炉）設置者の廃止措置に関する計画の認可（旧原子炉設置者等に係るものに限る。）</u>	3第4項において <u>準用する第12条の7第5項及び試験炉規則第16条の9に規定されている。</u> 同項については、原子炉施設廃止措置計画審査基準を基とし、個々の事案毎に判断する。	
第43条の3の3 第4項において読み替えて準用する第12条の7第4項	許可の取消し等に伴う <u>旧試験研究用等原子炉設置者等（試験炉規則第1条第1号又は第2号に掲げるものに係るものに限る。）の廃止措置計画の変更の認可</u>	同上	※6	第43条の3の3 第4項において準用する第12条の7第4項	原子炉（試験炉規則第1条第1号又は第2号に掲げる原子炉）設置者の廃止措置に関する計画の変更の認可（旧原子炉設置者等に係るものに限る。）	基準は、 <u>第43条の3の3第4項において準用する第12条の7第5項及び試験炉規則第16条の9に規定されている。</u> 同項については、原子炉施設廃止措置計画審査基準を基とし、個々の事案毎に判断する。	※6
第43条の3の3 第4項に	核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された	基準は、 <u>第43条の3の3第4項において読み替えて準用する第12条の</u>		第43条の3の3 第4項に	核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された	基準は、 <u>第43条の3の3第4項において準用する第12条の7第8項に</u>	

<p>において読み替えて準用する第12条の7第8項</p>	<p>物による災害防止のための措置等の命令</p>	<p>7第8項に規定されている。<u>(※3)</u></p>		<p>において準用する第12条の7第8項</p>	<p>物による災害防止のための措置等の命令</p>	<p>規定されている。</p>	
<p>第43条の3の3第4項において読み替えて準用する第12条の7第9項</p>	<p>許可の取消し等に伴う旧試験研究用等原子炉設置者等（試験炉規則第1条第1号又は第2号に掲げるものに係るものに限る。）に係る廃止措置の終了の確認</p>	<p>基準は、<u>第43条の3の3第4項において読み替えて準用する第12条の7第9項及び試験炉規則第16条の12において読み替えて準用する試験炉規則第16条の11に規定されている。</u></p>	<p>※6</p>	<p>第43条の3の3第4項において準用する第12条の7第9項</p>	<p>廃止措置終了の確認（試験炉規則第1条第1号又は第2号に掲げる原子炉）（旧原子炉設置者等に係るものに限る。）</p>	<p>基準は、<u>試験炉規則第16条の11に規定されている。</u></p>	<p>※6</p>
<p>【発電用原子炉の規制】</p>				<p>【発電用原子炉の規制】</p>			
<p>第43条の3の5第1項</p>	<p>発電用原子炉（<u>実用発電用原子炉に限る。</u>）の設置の許可</p>	<p>基準は、<u>第43条の3の6第1項各号の規定並びに実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第5</u></p>	<p>2年</p>	<p>第43条の3の5第1項</p>	<p>発電用原子炉（<u>実用発電用原子炉に限る。</u>）設置許可</p>	<p>基準は、<u>法第43条の3の6第1項各号の規定及び「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」（平成25年原子力規制委員会規則第</u></p>	<p>2年</p>

		<p>号。以下「<u>実用炉設置許可基準規則</u>」<u>という。</u>) <u>及び品質管理基準規則</u>によるものとし、以下の規程を基として個々の事案ごとに判断する。</p> <p>○<u>実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準</u>（原規技発第1306197号（平成25年6月19日原子力規制委員会決定））</p> <p>○<u>原子力事業者の技術的能力に関する審査指針</u></p> <p>○<u>実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準</u>に</p>				<p>5号。以下「<u>実用炉設置許可基準規則</u>」<u>という。</u>)によるものとし、以下の規程を基として個々の事案毎に判断する。</p> <p>○「<u>実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準</u>」（原規技発第1306197号（平成25年6月19日原子力規制委員会決定））</p> <p>○「<u>原子力事業者の技術的能力に関する審査指針</u>」（平成16年5月27日、<u>原子力安全委員会決定</u>）</p> <p>○「<u>実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基</u></p>	
--	--	--	--	--	--	--	--

		<p>関する規則の<u>解釈</u>（原規技発第1306193号（平成25年6月19日原子力規制委員会決定）。以下「<u>実用炉設置許可基準解釈</u>という。） ○品質管理基準解釈</p>				<p>準に関する規則の<u>解釈</u>」（原規技発第1306193号（平成25年6月19日原子力規制委員会決定）。以下「<u>実用炉設置許可基準解釈</u>という。）</p>		
	<p>原子炉（発電の用に供する原子炉であって研究開発段階にある原子炉（以下「<u>研究開発段階炉</u>」という。）に<u>限る。</u>）の設置の許可</p>	<p>基準は、第43条の3の6第1項各号の規定<u>並びに</u>研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設的位置、構造及び設備の基準に関する<u>規則</u>（平成25年原子力規制委員会規則第9号。以下「<u>研開炉設置許可基準規則</u>」という。）及び品質管理基準<u>規則</u>によるものとし、以下の規程を基として個々の事案ごとに判断する。 ○研究開発段階発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に</p>	※6			<p>原子炉（発電の用に供する原子炉であって研究開発段階にある原子炉（以下「<u>研究開発段階炉</u>」という。）に<u>限る。</u>）設置の許可</p>	<p>基準は、第43条の3の6第1項各号の規定<u>及び</u>「<u>研究開発段階発電用原子炉</u>及びその附属施設的位置、構造及び設備の基準に関する<u>規則</u>」（平成25年原子力規制委員会規則第9号。以下「<u>研開炉設置許可基準規則</u>」という。）によるものとし、以下の規程を基として個々の事案毎に判断する。 ○「<u>研究開発段階発電用原子炉</u>の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するた</p>	※6

		<p>必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る<u>審査基準</u>（原管P発第1306195号（平成25年6月19日原子力規制委員会決定））</p> <p>○原子力事業者の技術的能力に関する<u>審査指針</u></p> <p>○<u>研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈</u>（原管P発第1306192号（平成25年6月19日原子力規制委員会決定）。以下「研開炉設置許可基準解釈」という。）</p> <p>○水冷却型試験研究用原子炉施設に関する安全</p>				<p>めに必要な技術的能力に係る<u>審査基準</u>」（原管P発第1306195号（平成25年6月19日原子力規制委員会決定））</p> <p>○原子力事業者の技術的能力に関する<u>審査指針</u>（平成16年5月27日原子力安全委員会決定）</p> <p>○「<u>研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈</u>」（原管P発第1306192号（平成25年6月19日原子力規制委員会決定）。以下「研開炉設置許可基準解釈」という。）</p> <p>○水冷却型試験研究用原子炉施設に関する安全</p>	
--	--	---	--	--	--	---	--

		<p>設計審査指針（平成3年7月18日原子力安全委員会決定）</p> <p>○新型転換炉実証炉の安全性の評価の考え方（昭和63年6月9日原子力安全委員会決定）</p> <p>○プルトニウムを燃料とする子炉の立地評価上必要なプルトニウムに関するめやす線量について（昭和56年7月20日原子力安全委員会決定）</p> <p>○品質管理基準解釈</p>				<p>設計審査指針（平成3年7月18日原子力安全委員会決定）</p> <p>○新型転換炉実証炉の安全性の評価の考え方（昭和63年6月9日、原子力安全委員会決定）</p> <p>○プルトニウムを燃料とする子炉の立地評価上必要なプルトニウムに関するめやす線量について（昭和56年7月20日原子力安全委員会決定）</p>	
第43条の3の8第1項	発電用原子炉（ <u>実用発電用原子炉に限る。</u> ）の変更の許可	<u>基準は、第43条の3の5第1項の審査基準（実用発電用原子炉部分）と同じ。</u>	2年	第43条の3の8第1項	発電用原子炉（ <u>実用発電用原子炉に限る。</u> ）変更の許可	<u>実用発電用原子炉に係るものは43条の3の5第1項の審査基準（実用発電用原子炉部分）と同じ。</u>	2年
	発電用原子炉（ <u>研究開発段階炉に限る。</u> ）の変更の許可	<u>基準は、第43条の3の5第1項の審査基準（研究開発段階炉部分）と同じ。</u>	※6		発電用原子炉（ <u>研究開発段階炉に限る。</u> ）変更の許可	<u>研究開発段階炉に係るものは第43条の3の5第1項の審査基準（研究開発段階炉部分）と同じ。</u>	※6

第43条の3の8第6項	届出内容の変更命令及び中止命令	基準は、第43条の3の5第1項の審査基準と同じ。		第43条の3の8第6項	届出内容の変更命令及び中止命令	第43条の3の5第1項の審査基準と同じ。	
第43条の3の9第1項	発電用原子炉施設（ <u>実用発電用原子炉に係るものに限る。</u> ）の設計及び工事の計画の認可	基準は、第43条の3の9第3項に規定されている。 同項第2号については、 <u>実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則</u> （平成25年原子力規制委員会規則第6号。以下「 <u>実用炉技術基準規則</u> 」という。）、 <u>核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示及び工場又は事業所における核燃料物質等の運搬に関する措置に係る技術的細目等を定める告示</u> によるものとし、以下の規程を基として個々の事案ごとに判断する。	90日	第43条の3の9第1項	発電用原子炉（ <u>実用発電用原子炉に限る。</u> ）施設の <u>工事</u> の計画の認可	基準は、第43条の3の9第3項に規定されている。 同項第2号については、「 <u>実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則</u> 」（平成25年原子力規制委員会規則第6号。以下「 <u>実用炉技術基準規則</u> 」という。）、「 <u>実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規定に基づく線量限度等を定める告示</u> （平成13年経済産業省告示第187号）」及び「 <u>工場又は事業所における核燃料物質等の運搬に関する措置に係る技術的細目等を定める告示</u> 」によるものとし、以下の規程を基として個々の事案毎に判	90日

		<p>○<u>実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈</u>（原規技発第1306194号（平成25年6月19日原子力規制委員会決定。以下「実用炉技術基準解釈」という。））</p> <p>ただし、<u>実用炉技術基準規則第31条第1項、第48条第1項から第4項まで及び第78条第1項</u>において準用することとされている発電用原子炉施設に関しては、<u>発電用火力設備に関する技術基準を定める省令</u>（平成9</p>				<p>断する。</p> <p>○「<u>実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈</u>」（原規技発第1306194号（平成25年6月19日原子力規制委員会決定。以下「実用炉技術基準解釈」という。））（この規程の該当部分のとおりである場合には、<u>法第43条の3の9第3項第2号に適合するものとする。</u>）</p> <p>ただし、「<u>実用炉技術基準規則</u>」第49条第1項から第3項までにおいて準用することとされている発電用原子炉施設に関しては「<u>発電用火力設備に関する技術基準を定める省令</u>」（平成9年通商産業省令第51号。以下</p>	
--	--	---	--	--	--	---	--

		<p>年通商産業省令第51号。以下「火技省令」という。)及び<u>原子力発電</u>工作物に係る電気設備に関する技術基準を定める<u>命令</u> (平成24年経済産業省令第70号。以下「原子力電技命令」という。)によるものとし、以下の規程を基として個々の事案ごとに判断する。</p> <p>○<u>発電用火力設備の技術基準の解釈</u> (2013507商局第2号 (平成25年5月17日経済産業省制定)。以下「火技解釈」という。))</p> <p>○<u>原子力発電工作物に係る電気設備の技術基準の解釈</u> (原規技発第1306199号 (平成25年6月19日原子力規制委員会決定。以</p>				<p>「火技省令」という。)及び「<u>原子力発電</u>工作物に係る電気設備に関する技術基準を定める<u>命令</u>」 (平成24年経済産業省令第70号。以下「原子力電技命令」という。)によるものとし、以下の規程を基として個々の事案毎に判断する。</p> <p>○「<u>発電用火力設備の技術基準の解釈</u>」 (2013507商局第2号 (平成25年5月17日経済産業省制定) 以下「火技解釈」という。))</p> <p>○「<u>原子力発電</u>工作物に係る電気設備の技術基準の<u>解釈</u>」 (原規技発第1306199号 (平成25年6月19日原子力規制委員会決</p>	
--	--	--	--	--	--	---	--

		<p>下「原子力電技解釈」という。)</p>				<p>定。以下「原子力電技解釈」という。)(この規程の該当部分のとおりである場合には、法第43条の3の9第3項第2号に適合するものとする。)</p> <p>同項第3号については、 「<u>「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則」(平成25年原子力規制委員会規則第8号)によるものとし、以下の規程を基として個々の事案毎に判断する。</u></p> <p>○「<u>「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織</u></p>	
--	--	------------------------	--	--	--	---	--

						<u>の技術基準に関する規則の解釈」(原規技発第1306196号(平成25年6月19日原子力規制委員会決定)。(この規程の該当部分のとおりである場合には、法第43条の3の9第3項第3号に適合するものとする。))</u>	
	<u>発電用原子炉施設(実用発電用原子炉に係るものに限る。)の変更に係る設計及び工事の計画の認可</u>	同上	※6		(新設)	(新設)	(新設)
	<u>発電用原子炉施設(研究開発段階炉に係るものに限る。)の設計及び工事の計画の認可</u>	基準は、第43条の3の9第3項に規定されている。 同項第2号については、研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則(平	90日		<u>発電用原子炉(研究開発段階炉に限る。)施設の工事の計画の認可</u>	基準は、第43条の3の9第3項に規定による。 同項第2号については、研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」(平成25年原子力規制	90日

		<p>成25年原子力規制委員会規則第10号。以下「<u>研開炉技術基準規則</u>という。）、<u>核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示及び核燃料物質の加工の事業に関する規則第七条の六等の規定に基づく核燃料物質等の工場又は事業所内の運搬に関する措置等に係る技術的細目等を定める告示</u>（平成12年科学技術庁告示第21号）によるものとし、以下の規程を基として個々の事案ごとに判断する。</p> <p>○<u>研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈</u>（原管P発第1306193号（平成25年6月19日原</p>				<p>委員会規則第10号。以下「<u>研開炉技術基準規則</u>という。）及び「<u>核燃料物質の加工の事業に関する規定に基づき、線量限度等を定める告示</u>」によるものとし、以下の規程を基として個々の事案毎に判断する。</p> <p>○「<u>研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈</u>」（原管P発第1306193号（平成25年6月19</p>	
--	--	--	--	--	--	---	--

		<p>子力規制委員会決定。 以下「研開炉技術基準 解釈」という。） ただし、研開炉技術基準 規則第30条、第50条 第1項から第4項まで並 びに第78条第1項及び 第2項において準用する こととされている発電用 原子炉施設に関しては、 火技省令及び原子力電技 命令によるものとし、以 下の規程を基として個々 の事案ごとに判断する。 ○火技解釈 ○原子力電技<u>解釈</u></p>				<p>日原子力規制委員会決 定。以下「研開炉技術 基準解釈」という。） ただし、研開炉技術基準 規則第50条第2項から 第3項までにおいて準用 することとされている発 電用原子炉施設に<u>関して</u> は火技省令及び原子力電 技命令によるものとし、 以下の規程を基として 個々の事案<u>毎</u>に判断す る。 ○火技解釈 ○原子力電技<u>解釈</u> <u>同項第3号</u>については、 <u>「研究開発段階発電用原 子炉設置者の設計及び工 事に係る品質管理の方法 及びその検査のための組 織の技術基準に関する規 則」</u>（平成25年原子力 規制委員会規則第12 号）によるものとし、以</p>	
--	--	---	--	--	--	--	--

						<u>下の規程を基として個々の事案毎に判断する。</u> <u>○「研究開発段階発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則の解釈」</u> <u>(原管P発第1306194号(平成25年6月19日原子力規制委員会決定))</u>	
	<u>発電用原子炉施設(研究開発段階炉に係るものに限る。)の変更に係る設計及び工事の計画の認可</u>	同上	※6		(新設)	(新設)	(新設)
第43条の3の9第2項	<u>発電用原子炉施設(実用発電用原子炉に係るものに限る。)の設計及び工事の計</u>	基準は、第43条の3の9第1項の審査基準(実用発電用原子炉部分)と同じ。	90日	第43条の3の9第2項	<u>発電用原子炉(実用発電用原子炉に限る。)施設の工事の計画の変更認可</u>	基準は、第43条の3の9第1項の審査基準と同じ。	90日

	<u>画の変更の認可</u>						
	<u>発電用原子炉施設（研究開発段階炉に係るものに限る。）の設計及び工事の計画の変更の認可</u>	基準は、第43条の3の9第1項の審査基準（ <u>研究開発段階炉部分</u> ）と同じ。	90日		<u>発電用原子炉（研究開発段階炉に限る。）施設の工事の計画の変更認可</u>	基準は、第43条の3の9第1項の審査基準と同じ。	90日
第43条の3の10第4項	<u>発電用原子炉施設の設計及び工事の計画の変更命令及び廃止命令</u>	基準は、第43条の3の9第1項の審査基準と同じ。		第43条の3の10第4項	<u>発電用原子炉施設の工事計画の変更命令及び廃止命令</u>	当該基準は、第43条の3の9第1項の審査基準と同じ。	
第43条の3の11第3項	<u>発電用原子炉施設（実用発電用原子炉に係るものに限る。）の使用前事業者検査に関する確認</u>	基準は、第43条の3の11第2項に規定されている。 同項第2号については、 <u>実用炉技術基準規則、核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示及び工場又は事業所における核燃料物質等の運搬に関する措置に係る技術的細目等を定める告示</u> による	<u>確認終了後30日</u>	第43条の3の11第1項	<u>発電用原子炉（実用発電用原子炉に限る。）施設の使用前検査</u>	基準は、第43条の3の11第2項に規定されている。 同項第2号については、 <u>「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規定に基づく線量限度等を定める告示」及び「工場又は事業所における核燃料物質等の運搬に関する措置に係る技術的細目等を定める告示」</u> によるもの	<u>検査終了後30日</u>

		<p>ものとし、以下の規程を基として個々の事案ごとに判断する。</p> <p>○<u>实用炉技術基準</u>解釈</p> <p>ただし、<u>实用炉技術基準規則第31条第1項、第48条第1項から第4項まで及び第78条第1項</u>において準用することとされている発電用原子炉施設に<u>関しては、</u>火技省令及び原子力電技命令によるものとし、以下の規程を基として個々の事案ごとに判断する。</p> <p>○火技解釈</p> <p>○原子力電技<u>解釈</u></p>				<p>とし、以下の規程を基として個々の事案<u>毎</u>に判断する。</p> <p>○<u>实用炉技術基準</u>解釈 (この規程の該当部分の<u>とお</u>りである場合には、<u>法第43条の3の11第2項第2号に適合するものとする。</u>)</p> <p>ただし、<u>实用炉技術基準規則第31条、第48条及び第78条</u>において準用することとされている発電用原子炉施設に<u>関しては</u>火技省令及び原子力電技命令によるものとし、以下の規程を基として個々の事案<u>毎</u>に判断する。</p> <p>○火技解釈</p> <p>○原子力電技<u>解釈</u> (この規程の該当部分の<u>とお</u>りである場合には、</p>	
--	--	--	--	--	--	--	--

						法第43条の3の11第2項第2号に適合するものとする。)	
	<p>発電用原子炉施設（研究開発段階炉に係るものに限る。）の使用 前事業者検査に関する確認</p>	<p>基準は、第43条の3の11第2項に規定されている。 同項第2号については、研開炉技術基準規則、核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示及び核燃料物質の加工の事業に関する規則第七条の六等の規定に基づく核燃料物質等の工場又は事業所内の運搬に関する措置等に係る技術的細目等を定める告示によるものとし、以下の規程を基として個々の事案ごとに判断する。 ○研開炉技術基準解釈 ただし、研開炉技術基準</p>	<p>確認終了 後30日</p>		<p>発電用原子炉（研究開発段階炉に限る。）施設の使用前検査</p>	<p>基準は、第43条の3の9第3項に規定による。同項第2号については、研開炉技術基準規則及び「核燃料物質の加工の事業に関する規定に基づき、線量限度等を定める告示」による。 ただし、研開炉技術基準</p>	<p>検査終了 後30日</p>

		規則第30条、第50条第1項から第4項まで並びに第78条第1項及び第2項において準用することとされている発電用原子炉施設に関しては、火技省令及び原子力電技命令によるものとし、以下の規程を基として個々の事案ごとに判断する。 ○火技解釈 ○原子力電技解釈				規則第50条第2項から第3項までにおいて準用することとされている発電用原子炉施設に関しては火技省令及び原子力電技命令によるものとし、以下の規程を基として個々の事案毎に判断する。 ○火技解釈 ○原子力電技解釈	
(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	第43条の3の1 2第1項	発電用原子炉 (<u>实用発電用原子炉に限る。</u>)の燃料体検査	基準は、 <u>第43条の3の12第3項及び实用発電用原子炉に使用する燃料体の技術基準に関する規則</u> （平成25年原子力規制委員会規則第7号。 <u>以下「实用炉燃料規則」という。</u>)に規定されている。(※2)	検査終了後30日
	(削除)	(削除)	(削除)		発電用原子炉 (<u>研究開発段階炉に限る。</u>)の燃料体検査	基準は、 <u>第43条の3の12第3項及び研究開発段階発電用原子炉に使用する燃料体の技術基準に</u>	検査終了後30日

						関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第11号。以下「研開炉燃料基準規則」という。）に規定されている。（※2）	
(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	第43条の3の1 2第2項	発電用原子炉（実用発電用原子炉に限る。）の燃料体設計の認可	基準は、実用炉技術基準規則第5条第1項及び第4項並びに第23条並びに「発電用軽水型原子炉の燃料設計手法について（昭和63年原子力安全委員会了承）」をそれぞれ基として個々の事案毎に判断するものとする。	90日間
	(削除)	(削除)	(削除)		発電用原子炉（研究開発段階炉に限る。）の燃料体検査	基準は、研開炉技術基準規則第17条第1項及び研開炉燃料基準規則による。	90日間
(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	第43条の3の1 2第4項	発電用原子炉（実用発電用原子炉に限る。）の輸入燃料体検査	基準は、第43条の3の12第5項及び実用炉燃料規則に規定されている。（※2）	検査終了後30日

第43条 の3の1 8第1項	発電用原子炉設置者である法人の合併及び分割に係る認可	基準は、第43条の3の18第2項において準用する第43条の3の6第1項第1号から第3号まで及び第5号に規定されている。(※2)	※6	第43条 の3の1 8第1項	発電用原子炉設置者である法人の合併及び分割に係る認可	基準は、第43条の3の18第2項において準用する第43条の3の6第1項第1号に規定されている。(※2)	※6
第43条 の3の2 0第1項	発電用原子炉（ <u>実用発電用原子炉に限る。</u> ）の設置の許可の取消し	基準は、第43条の3の20第1項及び実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和53年通商産業省令第77号。以下「実用炉規則」という。）第66条に規定されている。(※3)		第43条 の3の2 0第1項	発電用原子炉（ <u>実用発電用原子炉に限る。</u> ）設置の許可の取消し	基準は、第43条の3の20第1項、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和53年通商産業省令第77号。以下「実用炉規則」という。）第66条に規定されている。(※3)	
	発電用原子炉（ <u>研究開発段階炉に限る。</u> ）の設置の許可の取消し	基準は、第43条の3の20第1項及び研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（平成12年総理府令第122号。以下「研開炉規則」という。）第61条に規定されている。(※3)			発電用原子炉（ <u>研究開発段階炉に限る。</u> ）設置の許可の取消し	基準は、第43条の3の20第1項、研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（平成12年総理府令第122号。以下「研開炉規則」という。）第61条に規定されている。(※3)	

第43条の3の20第2項	発電用原子炉の設置の許可の取消し又は運転の停止命令	基準は、第43条の3の20第2項に規定されている。(※3)		第43条の3の20第2項	発電用原子炉設置の許可の取消し又は運転の停止命令	基準は、第43条の3の20第2項に規定されている。(※3)	
第43条の3の23第1項	発電用原子炉施設(実用発電用原子炉に係るものに限る。)の使用の停止等	基準は、第43条の3の23第1項並びに実用炉設置許可基準規則及び実用炉技術基準規則に規定されている。(※3)		第43条の3の23第1項	発電用原子炉(実用発電用原子炉に限る。)施設の使用の停止等	基準は、第43条の3の23第1項、実用炉設置許可基準規則及び実用炉技術基準規則によるものとする。(※3)	
	発電用原子炉施設(研究開発段階炉に係るものに限る。)の使用の停止等	基準は、第43条の3の23第1項並びに研開炉設置許可基準規則及び研開炉技術基準規則に規定されている。(※3)			発電用原子炉(研究開発段階炉に限る。)施設の使用の停止等	基準は、第43条の3の23第1項、研開炉設置許可基準規則及び研開炉技術基準規則によるものとする。(※3)	
第43条の3の23第2項	発電用原子炉施設(実用発電用原子炉に係るものに限る。)の防護措置に係る是正措置等の命令	基準は、第43条の3の23第2項及び実用炉規則第91条に規定されている。 実用炉規則第91条については、原子力規制委員会が別に定める基準を基とし、個々の事案ごとに判断する。		第43条の3の23第2項	発電用原子炉(実用発電用原子炉に限る。)施設の防護措置に係る是正措置等の命令	基準は、第43条の3の23第2項及び実用炉規則第91条に規定されている。実用炉規則第91条については、原子力規制委員会が別に定める基準を基とし、個々の事案毎に判断する。	

	<p><u>発電用原子炉施設（研究開発段階炉に係るものに限る。）の防護措置に係る是正措置等の命令</u></p>	<p>基準は、第43条の3の23第2項及び研開炉規則第86条に規定されている。</p> <p>研開炉規則第86条については、原子力規制委員会が別に定める基準を基とし、個々の事案ごとに判断する。</p>			<p><u>発電用原子炉（研究開発段階炉に限る。）施設</u>の防護措置に係る是正措置等の命令</p>	<p>基準は、第43条の3の23第2項及び研開炉規則第86条に規定されている。研開炉規則第86条については、原子力規制委員会が別に定める基準を基とし、個々の事案毎に判断する。</p>	
<p>第43条の3の24第1項</p>	<p><u>発電用原子炉設置者（実用発電用原子炉に係るものに限り、第43条の3の34第2項及び第43条の3の35第2項における廃止措置計画の認可を受けた者を除く。）が定めた保安規定の認可</u></p>	<p>基準は、第43条の3の24第2項に規定されている。</p> <p>同項第2号については、<u>実用発電用原子炉及びその附属施設における発電用原子炉施設保安規定の審査基準</u>（原規技発第1306198号（平成25年6月19日原子力規制委員会決定））を基とし、個々の事案ごとに判断する。</p>	6月	<p>第43条の3の24第1項</p>	<p><u>発電用原子炉（実用発電用原子炉に限る。）設置者（第43条の3の33第2項及び第43条の3の34第2項における廃止措置計画の認可を受けた者を除く。）が定めた保安規定の認可</u></p>	<p>基準は、第43条の3の24第2項に規定されている。</p> <p>同項については、「<u>実用発電用原子炉及びその附属施設における発電用原子炉施設保安規定の審査基準</u>」（原規技発第1306198号（平成25年6月19日原子力規制委員会決定））を基とし、個々の事案毎に判断する。</p>	6月
	<p><u>発電用原子炉設置者（実用発電用原子炉に係る</u></p>	<p>同上</p>	6月（発電用原子炉施設の		<p><u>発電用原子炉（実用発電用原子炉に限る。）設</u></p>	<p>同上</p>	6月（発電用原子炉施設の

<p>ものに限り、<u>第43条の3の3</u> <u>4第2項</u>及び<u>第43条の3の3</u> <u>5第2項</u>における廃止措置計画の認可を受けた者を除く。)が定めた保安規定の変更の認可</p>		<p>増設及び<u>実用炉規則</u>第92条第2項各号に掲げる場合以外は3月)</p>			<p>置者(第43条の3の3第2項及び第43条の3の3第2項における廃止措置計画の認可を受けた者を除く。)が定めた保安規定の変更の認可</p>		<p>増設及び<u>実用発電用原子炉</u>の設置、<u>運転等</u>に関する規則第92条第2項各号に掲げる場合以外は3月)</p>
<p><u>発電用原子炉設置者</u>(<u>実用発電用原子炉に係るものに限り、第43条の3の3</u> <u>4第2項</u>及び<u>第43条の3の3</u> <u>5第2項</u>における廃止措置計画の認可を受けた者に限る。)が定めた保安規定の認可</p>	<p>基準は、第43条の3の24第2項に規定されている。 同項第2号については、<u>廃止措置段階の発電用原子炉施設</u>における保安規定の審査基準(原管廃発第13112715号(平成25年11月27日原子力規制委員会決定))を基とし、個々の事案ごとに判断する。</p>	<p>6月</p>			<p><u>発電用原子炉</u>(<u>実用発電用原子炉に限る。</u>)設置者(第43条の3の3第2項及び第43条の3の3第2項における廃止措置計画の認可を受けた者に限る。)が定めた保安規定の認可</p>	<p>基準は、第43条の3の24第2項に規定されている。 同項については、「<u>廃止措置段階の発電用原子炉施設</u>における保安規定の審査基準」(原管廃発第13112715号(平成25年11月27日原子力規制委員会決定))を基とし、個々の事案毎に判断する。</p>	<p>6月</p>

<p><u>発電用原子炉設置者（実用発電用原子炉に係るものに限り、第43条の3の34第2項及び第43条の3の35第2項における廃止措置計画の認可を受けた者に限る。）が定めた保安規定の変更の認可</u></p>	<p>同上</p>	<p>6月（発電用原子炉施設の増設及び実用炉規則第92条第2項各号に掲げる場合以外は3月）</p>	<p><u>発電用原子炉（実用発電用原子炉に限る。）設置者（第43条の3の33第2項及び第43条の3の34第2項における廃止措置計画の認可を受けた者に限る。）が定めた保安規定の変更の認可</u></p>	<p>同上</p>	<p>6月（発電用原子炉施設の増設及び実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第92条第2項各号に掲げる場合以外は3月）</p>
<p><u>発電用原子炉設置者（研究開発段階炉に係るものに限り、第43条の3の34第2項及び第43条の3の35第2項における廃止措置計画の認可を受けた者</u></p>	<p>基準は、第43条の3の24第2項に規定されている。 同項第2号については、研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設における発電用原子炉施設保安規定の審査基準（原管P発第1306196号（平成25年6月19日</p>	<p>6月</p>	<p><u>発電用原子炉（研究開発段階炉に限る。）設置者（第43条の3の33第2項及び第43条の3の34第2項における廃止措置計画の認可を受けた者を除</u></p>	<p>基準は、第43条の3の24第2項に規定されている。 同項については、研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設における発電用原子炉施設保安規定の審査基準（原管P発第1306196号（平成25年6月19日原子</p>	<p>6月</p>

	を除く。)が定めた保安規定の認可	原子力規制委員会決定))を基とし、個々の事案ごとに判断する。			く。)が定めた保安規定の認可	力規制委員会決定))を基とし、個々の事案毎に判断する。	
	発電用原子炉設置者(研究開発段階炉に係るものに限り、第43条の3の3第4第2項及び第43条の3の3第2項における廃止措置計画の認可を受けた者を除く。)が定めた保安規定の変更の認可	同上	6月(発電用原子炉施設の増設及び研開炉規則第87条第2項各号に掲げる場合以外は3月)		原子炉(研究開発段階炉に限る。)設置者(第43条の3の3第2項及び第43条の3の3第4第2項における廃止措置計画の認可を受けた者を除く。)が定めた保安規定の変更の認可	同上	6月(発電用原子炉施設の増設及び研開炉規則第87条第2項各号に掲げる場合以外は3月)
	発電用原子炉設置者(研究開発段階炉に係るものに限り、第43条の3の3第2項及び第43条の3の3第2項における廃止措置計画の	基準は、第43条の3の24第2項に規定されている。同項第2号については、廃止措置段階の発電用原子炉施設における保安規定の審査基準を基とし、個々の事案ごとに判断する。ただし、高速増殖原	6月		発電用原子炉(研究開発段階炉に限る。)設置者(第43条の3の3第2項及び第43条の3の3第2項における廃止措置計画の認可を	基準は、第43条の3の24第2項に規定されている。同項については、廃止措置段階の発電用原子炉施設における保安規定の審査基準を基とし、個々の事案毎に判断する。ただし、高速増殖原型炉もん	6月

	認可を受けた者に限る。)が定めた保安規定の認可	型炉もんじゅについては、同審査基準によらない。			を受けた者に限る。)が定めた保安規定の認可	じゅについては、同審査基準によらない。	
	発電用原子炉設置者(研究開発段階炉に係るもの)に限り、第43条の3の34第2項及び第43条の3の35第2項における廃止措置計画の認可を受けた者に限る。)が定めた保安規定の変更の認可	同上	6月(発電用原子炉施設の増設及び研開炉規則第87条第2項各号に掲げる場合以外は3月)		原子炉(研究開発段階炉に限る。)設置者(第43条の3の33第2項及び第43条の3の34第2項における廃止措置計画の認可を受けた者に限る。)が定めた保安規定の変更の認可	同上	6月(発電用原子炉施設の増設及び研開炉規則第87条第2項各号に掲げる場合以外は3月)
第43条の3の24第3項	発電用原子炉設置者(実用発電用原子炉に係るもの)に限り、第43条の3の34第2項及び第43条の3の35第2項にお	基準は、第43条の3の24第3項に規定されている。(※3)		第43条の3の24第3項	発電用原子炉(実用発電用原子炉に限る。)設置者(第43条の3の33第2項及び第43条の3の34第2項における廃止	基準は、第43条の3の24第3項に規定されている。(※3)	

	る廃止措置計画の認可を受けた者を除く。)が定めた保安規定の変更命令				措置計画の認可を受けた者を除く。)が定めた保安規定の変更命令		
	発電用原子炉設置者(実用発電用原子炉に係るものに限り、 <u>第43条の3の3第4第2項及び第43条の3の3第5第2項</u> における廃止措置計画の認可を受けた者に限る。)が定めた保安規定の変更命令	同上			発電用原子炉(実用発電用原子炉に限る。)設置者(第43条の3の3第2項及び第43条の3の3第2項における廃止措置計画の認可を受けた者に限る。)が定めた保安規定の変更命令	基準は、 <u>第43条の3の24第3項</u> に規定されている。(※3)	
	発電用原子炉設置者(研究開発段階炉に係るものに限り、 <u>第43条の3の3第2項及び第43条の3の3第3第2項</u> における廃止措置計画の認可を受けた者に限る。)が定めた保安規定の変更命令	同上			発電用原子炉(研究開発段階炉に限る。)設置者(第43条の3の3第2項及び第43条の3の3第2項における廃止措置計画の認可を受けた者に限る。)が定めた保安規定の変更命令	基準は、 <u>第43条の3の24第3項</u> に規定されている。(※3)	

	第2項における廃止措置計画の認可を受けた者を除く。)が定めた保安規定の変更命令				における廃止措置計画の認可を受けた者を除く。)が定めた保安規定の変更命令		
	発電用原子炉設置者(研究開発段階炉に係るものに限り、第43条の3の34第2項及び第43条の3の35第2項における廃止措置計画の認可を受けた者に限る。)が定めた保安規定の変更命令	同上			発電用原子炉(研究開発段階炉に限る。)設置者(第43条の3の33第2項及び第43条の3の34第2項における廃止措置計画の認可を受けた者に限る。)が定めた保安規定の変更命令	基準は、第43条の3の24第3項に規定されている。(※3)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
第43条の3の26第2項において読み替え	発電用原子炉主任技術者の解任命令	基準は、第43条の3の26第2項において読み替えて準用する第43条に規定されている。(※3)		第43条の3の26第2項において準用する	発電用原子炉主任技術者の解任命令	基準は第43条に規定されている。(※3)	

て準用する第43条				第43条			
第43条の3の27第1項	発電用原子炉設置者（ <u>实用発電用原子炉に係るものに限る。</u> ）が定めた核物質防護規定の認可	基準は、第43条の3の27第2項において読み替えて準用する第12条の2第2項及び实用炉規則第91条に規定されている。 <u>实用炉規則第91条</u> については、原子力規制委員会が別に定める基準を基とし、個々の事案ごとに判断する。	90日	第43条の3の27第1項	発電用原子炉設置者（ <u>实用発電用原子炉に限る。</u> ）の核物質防護規定の認可	基準は、第43条の3の27第2項において準用する第12条の2第2項及び实用炉規則第91条に規定されている。 <u>实用炉規則第91条</u> については、原子力規制委員会が別に定める基準を基とし、個々の事案毎に判断する。	90日
	<u>発電用原子炉設置者（实用発電用原子炉に係るものに限る。）</u> が定めた核物質防護規定の変更の認可	同上	90日		<u>発電用原子炉（实用発電用原子炉に限る。）設置者</u> が定めた核物質防護規定の変更の認可	同上	90日
	<u>発電用原子炉設置者（研究開発段階炉に係るものに限る。）</u> が定	基準は、第43条の3の27第2項において読み替えて準用する第12条の2第2項及び研開炉規	90日		<u>発電用原子炉（研究開発段階炉に限る。）設置者</u> が定めた核物	基準は、第43条の3の27第2項において準用する第12条の2第2項及び研開炉規則第86条	90日

	めた核物質防護規定の認可	則第86条に規定されている。 <u>研開炉規則第86条</u> については、原子力規制委員会が別に定める基準を基とし、個々の事案ごとに判断する。			質防護規定の認可	に規定されている。 <u>研開炉規則第86条</u> については、原子力規制委員会が別に定める基準を基とし、個々の事案毎に判断する。	
	<u>発電用原子炉設置者（研究開発段階炉に係るものに限る。）</u> が定めた核物質防護規定の変更の認可	同上	90日		<u>発電用原子炉（研究開発段階炉に限る。）設置者</u> が定めた核物質防護規定の変更の認可	同上	90日
第43条の3の2 7第2項	<u>発電用原子炉設置者（実用発電用原子炉に係るものに限る。）</u> が定めた核物質防護規定の変更命令	基準は、第43条の3の27第2項において読み替えて準用する第12条の2第3項及び実用炉規則第91条に規定されている。 <u>実用炉規則第91条</u> については、原子力規制委員会が別に定める基準を基とし、個々の事案ごとに判断する。		第43条の3の2 7第2項	<u>発電用原子炉（実用発電用原子炉に限る。）</u> 施設の核物質防護規定の変更命令	基準は、第43条の3の27第2項において準用する第12条の2第3項及び実用炉規則第91条に規定されている。 <u>実用炉規則第91条</u> については、原子力規制委員会が別に定める基準を基とし、個々の事案毎に判断する。	

	<u>発電用原子炉設置者（研究開発段階炉に係るものに限る。）が定めた核物質防護規定の変更命令</u>	基準は、第43条の3の27第2項において読み替えて準用する第12条の2第3項及び研開炉規則第86条に規定されている。 研開炉規則第86条については、原子力規制委員会が別に定める基準を基とし、個々の事案ごとに判断する。			<u>発電用原子炉（研究開発段階炉に限る。）施設の核物質防護規定の変更命令</u>	基準は、第43条の3の27第2項において準用する第12条の2第3項及び研開炉規則第86条に規定されている。研開炉規則第86条については、原子力規制委員会が別に定める基準を基とし、個々の事案毎に判断する。	
第43条の3の28第2項	核物質防護管理者の解任命令	基準は、第43条の3の28第2項において読み替えて準用する第12条の5に規定されている。 (※3)		第43条の3の28第2項	核物質防護管理者の解任命令	基準は、第43条の3の28第2項において準用する第12条の5に規定されている。(※3)	
第43条の3の29第4項	<u>発電用原子炉設置者（実用発電用原子炉に係るものに限る。）による安全性の向上のための評価に係る調査及び分析並びに評定の方法に対する</u>	基準は、第43条の3の29第4項及び実用炉規則第99条の6各号に規定されている。(※3)		第43条の3の29第4項	<u>発電用原子炉（実用発電用原子炉に限る。）設置者による安全性の向上のための評価に係る調査及び分析並びに評定の方法に対する変更命令</u>	基準は、第43条の3の29第4項及び実用炉規則第99条の6各号に規定されている。(※3)	

	変更命令						
	発電用原子炉設置者（研究開発段階炉に係るものに限る。）による安全性の向上のための評価に係る調査及び分析並びに評定の方法に対する変更命令	基準は、第43条の3の29第4項及び研開炉規則第94条の6各号に規定されている。（※3）			発電用原子炉（研究開発段階炉に限る。）設置者による安全性の向上のための評価に係る調査及び分析並びに評定の方法に対する変更命令	基準は、第43条の3の29第4項及び研開炉規則第94条の6各号に規定されている。（※3）	
第43条の3の30第1項	発電用原子炉設置者（実用発電用原子炉に係るものに限る。）に係る型式証明	基準は、第43条の3の30第2項及び実用炉設置許可基準規則によるものとし、以下の規程を基として個々の事案ごとに判断する。 ○実用炉設置許可基準解釈	※6	第43条の3の30第1項	発電用原子炉（実用発電用原子炉に限る。）設置者に係る型式の証明	基準は、第43条の3の30第2項及び実用炉設置許可基準規則によるものとし、原則として以下の規程に基づき個々の事案毎に判断する。 ○実用炉設置許可基準解釈	※6
	発電用原子炉設置者（研究開発段階炉に係るものに限る。）に係る型式証明	基準は、第43条の3の30第2項及び研開炉設置許可基準規則によるものとし、以下の規程を基として個々の事案ごとに判断する。	※6		発電用原子炉（研究開発段階炉に限る。）設置者に係る型式の証明	基準は、第43条の3の30第2項及び研開炉設置許可基準規則に基づいた上で、原則として以下の規程によるものとする。	※6

		○研開炉設置許可基準解釈				○研開炉設置許可基準解釈	
第43条の3の30第3項	発電用原子炉設置者に係る特定機器の設計の変更の承認	基準は、第43条の3の30第1項の審査基準と同じ。	※6	第43条の3の30第3項	発電用原子炉設置者に係る特定機器の設計変更の承認	第43条の3の30第1項の審査基準と同じ。	※6
第43条の3の30第5項	発電用原子炉設置者に係る特定機器の型式証明の取消し	基準は、第43条の3の30第1項の審査基準と同じ。		第43条の3の30第5項	発電用原子炉設置者に係る特定機器の型式証明の取消し	第43条の3の30第1項の審査基準と同じ。	
第43条の3の31第1項	発電用原子炉設置者（ <u>实用発電用原子炉に係るものに限る。</u> ）に係る型式の指定	基準は、第43条の3の31第3項及び实用炉技術基準規則によるものとし、以下の規程を基として個々の事案ごとに判断する。 ○实用炉技術基準解釈	90日間	第43条の3の31第1項	発電用原子炉（ <u>实用発電用原子炉に限る。</u> ）設置者に係る型式の指定	基準は第43条の3の31第3項及び实用炉技術基準規則に基づいた上で、原則として以下の規程によるものとする。 ○实用炉技術基準解釈	90日間
	発電用原子炉設置者（ <u>研究開発段階炉に係るものに限る。</u> ）に係る型式の指定	基準は、第43条の3の31第3項及び研開炉技術基準規則によるものとし、以下の規程を基として個々の事案ごとに判断する。 ○研開炉技術基準解釈	90日間		発電用原子炉（ <u>研究開発段階炉に限る。</u> ）設置者に係る型式の指定	基準は第43条の3の31第3項及び研開炉技術基準規則に基づいた上で、原則として以下の規程によるものとする。 ○研開炉技術基準解釈	90日間

第43条の3の3 1第5項	発電用原子炉設置者に係る特定機器の <u>型式の指定の取消し</u>	基準は、第43条の3の31第1項と同じ。		第43条の3の3 1第5項	発電用原子炉設置者に係る特定機器の <u>型式指定の取消し</u>	基準は、第43条の3の31第1項と同じ。	
第43条の3の3 1第6項	指定外国 <u>機器製造者等</u> に係る特定機器の <u>型式の指定の取消し</u>	基準は第43条の3の31第6項第1号から第3号までに <u>規定されている</u> 。		第43条の3の3 1第6項	指定外国 <u>危機製造者等</u> に係る特定機器の <u>型式指定の取消し</u>	基準は第43条の3の31第6項第1号から第3号までによる。	
第43条の3の3 2第2項	発電用原子炉（ <u>実用発電用原子炉に限る。</u> ）の <u>運転期間の延長の認可</u>	基準は、実用炉規則第114条によるものとし、以下の規程を基として個々の事案ごとに判断する。 ○ <u>実用発電用原子炉の運転の期間の延長の審査基準</u> （原管P発第1311271号（平成25年11月27日原子力規制委員会決定））	1年	第43条の3の3 2第2項	発電用原子炉（ <u>実用発電用原子炉に限る。</u> ）の <u>運転期間の延長の認可</u>	基準は、実用炉規則第114条によるものとし、以下の規程を基として個々の事案毎に判断する。 ○「 <u>実用発電用原子炉の運転の期間の延長の審査基準</u> 」（原管P発第1311271号（平成25年11月27日原子力規制委員会決定））	1年
	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)
第43条の3の3 4第2項	発電用原子炉設置者（ <u>実用発電用原子炉に係るものに限る。</u> ）の	基準は、 <u>第43条の3の34第3項</u> において読み替えて準用する第12条の6第4項及び実用炉規	※6	第43条の3の3 3第2項	発電用原子炉（ <u>実用発電用原子炉に限る。</u> ）設置者の <u>廃止措置</u>	基準は、 <u>第43条の3の33第3項</u> において準用する第12条の6第4項及び実用炉規則第119	※6

	廃止措置計画の認可	則第119条に規定されている。 <u>これらの規定</u> については、原子炉施設廃止措置計画審査基準を基とし、個々の事案ごとに判断する。			計画の認可	条に規定されている。 <u>同項</u> については、原子炉施設廃止措置計画審査基準を基とし、個々の事案毎に判断する。	
	発電用原子炉設置者（研究開発段階炉に係るものに限る。）の廃止措置計画の認可	基準は、 <u>第43条の3の34第3項</u> において読み替えて準用する第12条の6第4項及び研開炉規則第114条に規定されている。 <u>これらの規定</u> については、原子炉施設廃止措置計画審査基準を基とし、個々の事案ごとに判断する。ただし、高速増殖原型炉もんじゅについては、同審査基準によらない。	※6		発電用原子炉（研究開発段階炉に限る。）設置者の廃止措置計画の認可	基準は、 <u>第43条の3の33第3項</u> において準用する第12条の6第4項及び研開炉規則第114条に規定されている。 <u>同項</u> については、原子炉施設廃止措置計画審査基準を基とし、個々の事案毎に判断する。ただし、高速増殖原型炉もんじゅについては、同審査基準によらない。	※6
第43条の3の34第3項において	発電用原子炉設置者（実用発電用原子炉に係るものに限る。）の	基準は、 <u>第43条の3の34第3項</u> において読み替えて準用する第12条の6第4項及び実用炉規	※6	第43条の3の33第3項において	発電用原子炉（実用発電用原子炉に限る。）設置者の廃止措置	基準は、 <u>第43条の3の33第3項</u> において準用する第12条の6第4項及び実用炉規則第119	※6

読み替えて準用する第12条の6第3項	廃止措置計画の変更の認可	則第119条に規定されている。 <u>これらの規定</u> については、原子炉施設廃止措置計画審査基準を基とし、個々の事案ごとに判断する。		準用する第12条の6第3項	計画の変更の認可	条に規定されている。 <u>同項</u> については、原子炉施設廃止措置計画審査基準を基とし、個々の事案毎に判断する。	
	発電用原子炉設置者（研究開発段階炉に係るものに限る。）の廃止措置計画の変更の認可	基準は、 <u>第43条の3の34第3項</u> において読み替えて準用する第12条の6第4項及び研開炉規則第114条に規定されている。 <u>これらの規定</u> については、原子炉施設廃止措置計画審査基準を基とし、個々の事案ごとに判断する。ただし、高速増殖原型炉もんじゅについては、同審査基準によらない。	※6		発電用原子炉（研究開発段階炉に限る。）設置者の廃止措置計画の変更の認可	基準は、 <u>第43条の3の33第3項</u> において準用する第12条の6第4項及び研開炉規則第114条に規定されている。 <u>同項</u> については、原子炉施設廃止措置計画審査基準を基とし、個々の事案毎に判断する。ただし、高速増殖原型炉もんじゅについては、同審査基準によらない。	※6
第43条の3の34第3項において	核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物による <u>災害防</u>	基準は、 <u>第43条の3の34第3項</u> において読み替えて準用する第12条の6第7項に規定されて		第43条の3の33第3項において	核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物による <u>災害の</u>	基準は、 <u>第43条の3の33第3項</u> において準用する第12条の6第7項に規定されている。（※	

読み替えて準用する第12条の6第7項	止のための措置等の命令	いる。(※3)		準用する第12条6第7項	防止のための措置等の命令	3)	
第43条の3の34第3項において準用する第12条の6第8項	発電用原子炉設置者(実用発電用原子炉に係るものに限る。)に係る廃止措置の終了の確認	基準は、第43条の3の34第3項において準用する第12条の6第8項及び実用炉規則第121条に規定されている。	※6	第43条の3の33第3項において準用する第12条の6第8項	発電用原子炉(実用発電用原子炉に限る。)設置者に係る廃止措置の終了確認	基準は、第43条の3の33第3項において準用する第12条の6第8項並びに実用炉規則第121条に規定されている。	(新設)
	発電用原子炉設置者(研究開発段階炉に係るものに限る。)に係る廃止措置の終了の確認	基準は、第43条の3の34第3項において準用する第12条の6第8項及び研開炉規則第116条に規定されている。	※6		発電用原子炉(研究開発段階炉に限る。)設置者に係る廃止措置の終了確認	基準は、第43条の3の33第3項において準用する第12条の6第8項並びに研開炉規則第116条に規定されている。	(新設)
第43条の3の35第2項	許可の取消し等に伴う旧発電用原子炉設置者等(実用発電用原子炉に係るものに限る。)の廃止措置計画の認可	基準は、第43条の3の35第4項において読み替えて準用する第12条の7第5項及び実用炉規則第119条に規定されている。 これらの規定については、原子炉施設廃止措置	※6	第43条の3の34第2項	許可の取消し等に伴う発電用原子炉(実用発電用原子炉に限る。)設置者の廃止措置計画の認可	基準は、実用炉規則第119条に規定されている。同項については、原子炉施設廃止措置計画審査基準を基とし、個々の事案毎に判断する。	※6

		計画審査基準を基とし、 個々の事案ごとに判断する。					
	許可の取消し等 に伴う旧発電用 原子炉設置者等 (研究開発段階 炉に係るものに 限る。)の廃止措 置計画の認可	基準は、第43条の3の 35第4項において読み 替えて準用する第12条 の7第5項及び研開炉規 則第114条に規定され ている。 これらの規定について は、原子炉施設廃止措置 計画審査基準を基とし、 個々の事案ごとに判断す る。	※6		許可の取消し等 に伴う発電用原 子炉(研究開発 段階炉に限る。) 設置者の廃止措 置計画の認可	基準は、研開炉規則第1 14条に規定されてい る。同項については、原 子炉施設廃止措置計画審 査基準を基とし、個々の 事案毎に判断する。	※6
第43条 の3の3 5第4項 において 読み替え て準用す る第12 条の7第 4項	許可の取消し等 に伴う旧発電用 原子炉設置者等 (実用発電用原 子炉に係るもの に限る。)の廃止 措置計画の変更 の認可	基準は、第43条の3の 35第4項において読み 替えて準用する第12条 の7第5項及び実用炉規 則第119条に規定され ている。 これらの規定について は、原子炉施設廃止措置 計画審査基準を基とし、 個々の事案ごとに判断す る。	※6	第43条 の3の3 4第4項 において 準用する 第12条 の7第4 項	許可の取消し等 に伴う発電用原 子炉(実用発電 用原子炉に限 る。)設置者の廃 止措置計画の変 更の認可	基準は、実用炉規則第1 19条に規定されてい る。同項については、原 子炉施設廃止措置計画審 査基準を基とし、個々の 事案毎に判断する。	(新設)

	許可の取消し等に伴う旧発電用原子炉設置者等（研究開発段階炉に係るものに限る。）の廃止措置計画の変更の認可	基準は、 <u>第43条の3の35第4項</u> において読み替えて準用する <u>第12条の7第5項</u> 及び研開炉規則第114条に規定されている。 これらの規定については、原子炉施設廃止措置計画審査基準を基とし、個々の事案ごとに判断する。	※6		許可の取消し等に伴う発電用原子炉（研究開発段階炉に限る。）設置者の廃止措置計画の変更の認可	基準は、 <u>研開炉規則第114条</u> に規定されている。同項については、原子炉施設廃止措置計画審査基準を基とし、個々の事案毎に判断する。	(新設)
<u>第43条の3の35第4項</u> において読み替えて準用する <u>第12条の7第8項</u>	核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物による災害防止のための措置等の命令	基準は、 <u>第43条の3の35第4項</u> において読み替えて準用する <u>第12条の7第8項</u> に規定されている。(※3)		<u>第43条の3の34第4項</u> において準用する <u>第12条の7第8項</u>	核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物による災害防止のための措置等の命令	基準は、 <u>第43条の3の34第4項</u> において準用する <u>第12条の7第8項</u> に規定されている。(※3)	
<u>第43条の3の35第4項</u> において読み替え	許可の取消し等に伴う旧発電用原子炉設置者等（実用発電用原子炉に係るもの	基準は、 <u>第43条の3の35第4項</u> において読み替えて準用する <u>第12条の7第9項</u> 及び実用炉規則第121条に規定され	※6	<u>第43条の3の34第4項</u> において準用する	発電用原子炉（実用発電用原子炉に限る。）設置者に係る廃止措置の終了確認	基準は、 <u>第43条の3の34第4項</u> において準用する <u>第12条の7第9項</u> 及び実用炉規則第121条に規定されている。	※6

て準用する第12条の7第9項	に限る。)に係る廃止措置の終了の確認	ている。		第12条の7第9項			
	許可の取消し等に伴う旧発電用原子炉設置者等(研究開発段階炉に係るものに限る。)に係る廃止措置の終了の確認	基準は、第43条の3の35第4項において読み替えて準用する第12条の7第9項及び研開炉規則第116条に規定されている。	※6		発電用原子炉(研開発段階炉に限る。)設置者に係る廃止措置の終了確認	基準は、第43条の3の34第4項において準用する第12条の7第9項及び研開炉規則第116条に規定されている。	※6
【貯蔵の規制】				【貯蔵の規制】			
第43条の4第1項	使用済燃料貯蔵事業の許可	基準は、第43条の5第1項各号の規定並びに使用済燃料貯蔵施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則(平成25年原子力規制委員会規則第24号。以下「貯蔵事業許可基準規則」という。)及び品質管理基準規則によるものとし、以下の規程を基として個々の事案ごとに判断する。	※6	第43条の4第1項	使用済燃料貯蔵事業の許可	基準は、第43条の5第1項各号の規定及び「使用済燃料貯蔵施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則(平成25年原子力規制委員会規則第24号。以下「貯蔵事業許可基準規則」という。)によるものとし、以下の規程を基として個々の事案毎に判断する。	※6

		<p>○原子力事業者の技術的能力に関する<u>審査指針</u></p> <p>○<u>使用済燃料貯蔵施設</u>の位置、構造及び設備の基準に関する規則の<u>解釈</u>（原管廃発第1311272号（平成25年11月27日原子力規制委員会決定）。以下「貯蔵事業許可基準解釈」という。）。</p> <p>○品質管理基準解釈</p>				<p>○原子力事業者の技術的能力に関する<u>審査指針</u>（平成16年5月27日、原子力安全委員会決定）</p> <p>○「<u>使用済燃料貯蔵施設</u>の位置、構造及び設備の基準に関する規則の<u>解釈</u>」（原管廃発第1311272号（平成25年11月27日原子力規制委員会決定）。以下「貯蔵事業許可基準解釈」という。）。</p>	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
第43条の8第1項	使用済燃料貯蔵施設の設計及び工事の <u>計画</u> の認可	基準は、第43条の8第3項に規定されている。同項第2号については、 <u>使用済燃料貯蔵施設の技術基準に関する規則</u> （令和 年原子力規制委員会規則第 号。以下「貯蔵技術基準規則」という。）及び核原料物質又	※6	第43条の8第1項	使用済燃料貯蔵施設の設計及び工事の <u>方法</u> の認可	基準は、第43条の8第3項に規定されている。同項第2号については、「 <u>使用済燃料貯蔵施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則</u> 」（平成12年通商産業省令第113号。以下「貯蔵設工認基準規則」とい	※6

		<p>は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示によるものとし、以下の規程を基として個々の事案ごとに判断する。</p> <p>○使用済燃料貯蔵施設の技術基準に関する規則の解釈（番号（令和 年 月 日原子力規制委員会決定）。以下「貯蔵技術基準解釈」という。）</p>				<p>う。）及び「<u>実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則に基づく線量限度等を定める告示</u>」によるものとし、以下の規程を基として個々の事案毎に判断する。</p> <p>○<u>使用済燃料貯蔵施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する省令の解釈（内規）（平成21年3月27日、平成21・02・26原院第8号）</u></p> <p>同項第3号については、<u>「使用済燃料貯蔵施設に係る使用済燃料貯蔵事業者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則」（平成25年原子力規制委員会規則第25号）</u>によるものとし、以下の規程を</p>	
--	--	--	--	--	--	---	--

						<p>基として個々の事案毎に判断する。</p> <p>○「<u>使用済燃料貯蔵施設に係る使用済燃料貯蔵事業者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則の解釈</u>」(原管廃発第1311273号(平成25年11月27日原子力規制委員会決定)この規程の該当部分のとおりである場合には、法第43条の8第3項第3号に適合するものとする。)</p>	
	使用済燃料貯蔵施設の変更に係る設計及び工事の <u>計画</u> の認可	同上	※6		使用済燃料貯蔵施設の変更に係る設計及び工事の <u>方法</u> の認可	同上	※6
第43条の8第2項	使用済燃料貯蔵施設の設計及び工事の <u>計画</u> の変更の認可	同上	※6	第43条の8第2項	使用済燃料貯蔵施設の設計及び工事の <u>方法</u> の変更の認可	同上	※6

第43条の9第3項	使用済燃料貯蔵施設の <u>使用前事業者検査に関する確認</u>	基準は、第43条の9第2項に規定されている。同項第2号については、 <u>貯蔵技術基準規則及び核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示によるものとし、以下の規程を基として個々の事案ごとに判断する。</u> <u>○貯蔵技術基準解釈</u>	確認終了後30日	第43条の9第1項	使用済燃料貯蔵施設の <u>使用前検査</u>	基準は、第43条の9第2項に規定されている。同項第2号については、「 <u>使用済燃料貯蔵施設の性能に係る技術基準に関する規則</u> 」(平成25年原子力規制委員会規則第26号。以下「 <u>貯蔵性能基準規則</u> 」という。)及び「 <u>実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則に基づく線量限度等を定める告示</u> 」によるものとする。	検査終了後30日
	(削除)	(削除)	(削除)		使用済燃料貯蔵施設の <u>変更に係る使用前検査</u>	同上	検査終了後30日
	(削除)	(削除)	(削除)		(削除)	第43条の10第1項	使用済燃料貯蔵施設の <u>溶接検査</u>

						<u>し、以下の規程を基として個々の事案毎に判断する。</u> <u>○使用済燃料貯蔵施設の溶接に関する技術基準を定める省令の解釈（内規）（平成21年3月27日、平成21・02・26原院第7号）</u>	
(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	<u>第43条の10第2項</u>	<u>使用済燃料貯蔵施設の溶接の方法の認可</u>	<u>基準は、使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則（平成12年通商産業省令第112号。以下「貯蔵規則」という。）第15条第3項の規定によるものとし、以下の規程を基として個々の事案毎に判断する。</u> <u>○使用済燃料貯蔵施設の溶接の方法の認可について（内規）（平成21年3月27日、平成21・02・26原院第9号）</u>	<u>※6</u>

(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	第43条の10第4項	輸入した使用済燃料貯蔵施設の溶接検査	基準は、第43条の10第5項の規定及び貯蔵施設溶接規則の規定によるものとし、以下の規程を基として個々の事案毎に判断する。 ○使用済燃料貯蔵施設の溶接に関する技術基準を定める省令の解釈(内規)(平成21年3月27日、平成21・02・26原院第7号)	※6
第43条の14第1項	使用済燃料貯蔵事業者である法人の合併及び分割に係る認可	基準は、第43条の14第2項において準用する第43条の5第1項第1号、第2号及び第4号に規定されている。(※2)	※6	第43条の14第1項	使用済燃料貯蔵事業者である法人の合併及び分割に係る認可	基準は、第43条の14第2項において準用する第43条の5第1項第1号及び第2号に規定されている。(※2)	※6
第43条の16第1項	使用済燃料貯蔵事業の許可の取消し	基準は、第43条の16第1項及び使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則(平成12年通商産業省令第112号。以下「貯蔵規則」という。)第2		第43条の16第1項	使用済燃料貯蔵事業の許可の取消し	基準は、第43条の16第1項及び貯蔵規則第26条に規定されている。(※3)	

		6条に規定されている。 (※3)					
(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	
第43条の19第1項	使用済燃料貯蔵施設の使用の停止等	基準は、第43条の19第1項並びに貯蔵事業許可基準規則及び貯蔵技術基準規則に規定されている。(※3)		第43条の19第1項	使用済燃料貯蔵施設の使用の停止等	基準は、第43条の19第1項、貯蔵事業許可基準規則及び貯蔵性能基準規則によるものとする。(※3)	
第43条の19第2項	防護措置に係る是正措置等の命令	基準は、第43条の19第2項及び貯蔵規則第36条に規定されている。 <u>貯蔵規則第36条</u> については、原子力規制委員会が別に定める基準を基とし、個々の事案ごとに判断する。		第43条の19第2項	防護措置に係る是正措置等の命令	基準は、第43条の19第2項及び貯蔵規則第36条に規定されている。 <u>貯蔵規則第36条</u> については、原子力規制委員会が別に定める基準を基とし、個々の事案毎に判断する。	
第43条の20第1項	使用済燃料貯蔵事業者が定めた保安規定の認可	基準は、第43条の20第2項に規定されている。 <u>同項第2号</u> については、 <u>使用済燃料貯蔵施設における保安規定の審査基準</u> （原管廃発第1311274号（平成25年11	※6	第43条の20第1項	使用済燃料貯蔵事業者が定めた保安規定の認可	基準は、第43条の20第2項に規定されている。 <u>同項</u> については、「 <u>使用済燃料貯蔵施設における保安規定の審査基準</u> 」（原管廃発第1311274号（平成25年11	※6

		月27日原子力規制委員会決定))を基とし、 個々の事案ごとに判断する。				月27日原子力規制委員会決定))を基とし、 個々の事案毎に判断する。	
	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	
第43条の25第1項	使用済燃料貯蔵事業者が定めた核物質防護規定の認可	基準は、第43条の25第2項において読み替えて準用する第12条の2第2項及び貯蔵規則第36条に規定されている。 <u>貯蔵規則第36条</u> については、原子力規制委員会が別に定める基準を基とし、個々の事案ごとに判断する。	90日	第43条の25第1項	使用済燃料貯蔵事業者が定めた核物質防護規定の認可	基準は、第43条の25第2項において準用する第12条の2第2項及び貯蔵規則第36条に規定されている。 <u>貯蔵規則第36条</u> については、原子力規制委員会が別に定める基準を基とし、個々の事案毎に判断する。	90日
	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)
第43条の25第2項	使用済燃料貯蔵事業者が定めた核物質防護規定の変更命令	基準は、第43条の25第2項において読み替えて準用する第12条の2第3項及び貯蔵規則第36条に規定されている。 <u>貯蔵規則第36条</u> については、原子力規制委員会		第43条の25第2項	使用済燃料貯蔵事業者が定めた核物質防護規定の変更命令	基準は、第43条の25第2項において準用する第12条の2第3項及び貯蔵規則第36条に規定されている。 <u>貯蔵規則第36条</u> については、原子力規制委員会が別に定め	

		が別に定める基準を基とし、個々の事案ごとに判断する。				る基準を基とし、個々の事案毎に判断する。	
第43条の26第2項	核物質防護管理者の解任命令	基準は、第43条の26第2項において読み替えて準用する第12条の5に規定されている。(※3)		第43条の26第2項	核物質防護管理者の解任命令	基準は、第43条の26第2項において準用する第12条の5に規定されている。(※3)	
第43条の26の2第1項	使用済燃料貯蔵事業者に係る型式証明	基準は、第43条の26の2第2項及び貯蔵事業許可基準規則によるものとし、以下の規程を基として個々の事案ごとに判断する。 ○貯蔵事業許可基準解釈	※6	第43条の26の2第1項	使用済燃料貯蔵事業者に係る型式の証明	基準は、第43条の26の2第2項及び貯蔵事業許可基準規則によるものとし、原則として以下の規程に基づき個々の事案毎に判断する。 ○貯蔵事業許可基準解釈	※6
第43条の26の2第3項	使用済燃料貯蔵事業者に係る特定容器等の設計の変更の承認	基準は、第43条の26の2第1項の審査基準と同じ。	※6	第43条の26の2第3項	使用済燃料貯蔵事業者に係る特定容器等の設計変更の承認	第43条の26の2第1項の審査基準と同じ。	※6
第43条の26の2第5項	使用済燃料貯蔵事業者に係る特定容器等の型式証明の取消し	基準は、第43条の26の2第1項の審査基準と同じ。		第43条の26の2第5項	使用済燃料貯蔵事業者に係る特定容器等の型式証明の取消し	第43条の26の2第1項の審査基準と同じ。	
第43条	使用済燃料貯蔵	基準は、第43条の26	※6	第43条	使用済燃料貯蔵	基準は、第43条の26	※6

の26の3第1項	事業者に係る型式の指定	の3第3項及び貯蔵技術基準規則によるものとし、以下の規程を基として個々の事案ごとに判断する。 ○貯蔵技術基準解釈		の26の3第1項	事業者に係る型式の指定	の3第3項及び貯蔵設工認基準規則に基づいた上で、原則として以下の規程によるものとする。 ○使用済燃料貯蔵施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する省令の解釈（内規）	
第43条の26の3第5項	使用済燃料貯蔵事業者に係る特定容器等の型式の指定の取消し	基準は、第43条の26の3第1項と同じ。		第43条の26の3第5項	使用済燃料貯蔵事業者に係る特定容器等の型式指定の取消し	基準は、第43条の26の3第1項と同じ。	
第43条の26の3第6項	指定外国容器等製造者等に係る特定容器等の型式の指定の取消し	基準は、第43条の26の3第6項第1号から第3号までに規定されている。		第43条の26の3第6項	指定外国容器等製造者等に係る特定容器等の型式指定の取消し	基準は第43条の26の3第6項第1号から第3号までによる。	
第43条の27第2項	廃止措置計画の認可	基準は、第43条の27第3項において読み替えて準用する第12条の6第4項及び貯蔵規則第43条の6に規定されている。	※6	第43条の27第2項	廃止措置計画の認可	基準は、第43条の27第3項において準用する第12条の6第4項及び貯蔵規則第43条の6に規定されている。	※6
第43条	廃止措置計画の	同上	※6	第43条	廃止措置計画の	同上	※6

の27第3項において <u>読み替えて準用する</u> 第12条の6第3項	変更の認可			の27第3項において <u>準用する</u> 第12条の6第3項	変更の認可		
第43条の27第3項において <u>読み替えて準用する</u> 第12条の6第7項	核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物による災害防止のための措置等の命令	基準は、第43条の27第3項において <u>読み替えて準用する</u> 第12条の6第7項に規定されている。(※3)		第43条の27第3項において <u>準用する</u> 第12条の6第7項	核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物による災害防止のための措置等の命令	基準は、第43条の27第3項において <u>準用する</u> 第12条の6第7項に規定されている。	
第43条の27第3項において準用する第12条の6第8項	廃止措置の <u>終了の確認</u>	基準は、第43条の27第3項において準用する第12条の6第8項及び貯蔵規則第43条の8に規定されている。(※2)	※6	第43条の27第3項において準用する第12条の6第8項	廃止措置の <u>終了の確認</u>	基準は、第43条の27第3項において準用する第12条の6第8項及び貯蔵規則第43条の8に規定されている。	※6
第43条の28第2項	許可の取消し等に伴う廃止措置計画の認可	基準は、第43条の28第4項において <u>読み替えて準用する</u> 第12条の7	※6	第43条の28第2項	許可の取消し等に伴う廃止措置計画の認可	基準は、第43条の28第4項において <u>準用する</u> 第12条の7第5項及び	※6

		第5項及び貯蔵規則第43条の6に規定されている。 <u>(※2)</u>				貯蔵規則第43条の6に規定されている。	
第43条の28第4項において <u>読み替えて準用する</u> 第12条の7第4項	許可の取消し等に伴う廃止措置計画の変更の認可	同上	※6	第43条の28第4項において <u>準用する</u> 第12条の7第4項	許可の取消し等に伴う廃止措置計画の変更の認可	同上	※6
第43条の28第4項において <u>読み替えて準用する</u> 第12条の7第8項	核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物による災害防止のための措置等の命令	基準は、第43条の28第4項において <u>読み替えて準用する</u> 第12条の7第8項に規定されている。 <u>(※3)</u>		第43条の28第4項において <u>準用する</u> 第12条の7第8項	核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物による災害防止のための措置等の命令	基準は、第43条の28第4項において <u>準用する</u> 第12条の7第8項に規定されている。	

<p>第43条の28第4項において<u>読み替えて準用する</u>第12条の7第9項</p>	<p>許可の取消し等に伴う廃止措置の<u>終了の確認</u></p>	<p>基準は、第43条の28第4項において<u>読み替えて準用する</u>第12条の7第9項及び貯蔵規則第43条の8に規定されている。<u>(※2)</u></p>	<p>※6</p>	<p>第43条の28第4項において<u>準用する</u>第12条の7第9項</p>	<p>許可の取消し等に伴う廃止措置の<u>終了確認</u></p>	<p>基準は、第43条の28第4項において<u>準用する</u>第12条の7第9項及び貯蔵規則第43条の8に規定されている。</p>	<p>※6</p>
<p>【再処理の規制】</p>				<p>【再処理の規制】</p>			

<p>第44第1項</p>	<p>再処理事業の指 定</p>	<p><u>基準</u>は、第44条の2第1項各号の規定<u>並びに</u>再処理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第27号。以下「再処理事業指定基準規則」という。）及び品質管理基準規則によるものとし、以下の規程を基として個々の事案ごとに判断する。</p> <p>○使用済燃料の再処理事業に係る再処理事業者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準（原管研発第1311277号（平成25年11月27日原子力規制委員会決定））</p> <p>○原子力事業者の技術的能力に関する審査指針</p>	<p>※6</p>	<p>第44第1項</p>	<p>再処理事業の指 定</p>	<p><u>当該審査基準</u>は、第44条の2第1項各号の規定及び「再処理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」（平成25年原子力規制委員会規則第27号。以下「再処理事業指定基準規則」という。）によるものとし、以下の規程を基として個々の事案毎に判断する。</p> <p>○使用済燃料の再処理事業に係る再処理事業者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準（原管研発第1311277号（平成25年11月27日原子力規制委員会決定））</p> <p>○原子力事業者の技術的能力に関する審査指針</p>	<p>※6</p>
---------------	----------------------	--	-----------	---------------	----------------------	---	-----------

		<p>○<u>再処理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈</u>（原管研発第1311275号（平成25年11月27日原子力規制委員会決定））</p> <p>○<u>品質管理基準解釈</u></p>				<p><u>（平成16年5月27日、原子力安全委員会決定）</u></p> <p>○<u>「再処理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈」</u> （原管研発第1311275号（平成25年11月27日原子力規制委員会決定）。以下<u>「再処理事業指定基準解釈」という。</u>）</p>	
--	--	--	--	--	--	--	--

(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
第45条 第1項	再処理施設の設計及び工事の計画の認可	基準は、第45条第3項に規定されている。 同項第2号については、 <u>再処理施設の技術基準に関する規則（令和 年原子力規制委員会規則第 号。以下「再処理技術基準規則」という。）及び核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示</u> によるものとし、以下の規程を基として個々の事案ごとに判断する。	※6	第45条 第1項	再処理施設の設計及び工事の方法の認可	基準は、第45条第3項に規定されている。 同項第2号については、 <u>「再処理施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則」（昭和62年総理府令第12号）、 「核燃料物質の加工の事業に関する規則等の規定に基づき、線量限度等を定める告示」及び「工場又は事業所における核燃料物質等の運搬に関する措置に係る技術的細目を定める告示」に規定されている。（※2）</u> 同項第3号については、 <u>「再処理施設に係る再処理事業者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則」（平成25原子力規</u>	※6

		○ <u>再処理施設の技術基準に関する規則の解釈</u> (番号(令和 年 月 日原子力規制委員会決定)。以下「 <u>再処理技術基準解釈</u> 」という。)				<u>制委員会規則第28号)</u> によるものとし、以下の規程を基として個々の事案毎に判断する。 ○「 <u>再処理施設に係る再処理事業者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則の解釈</u> 」 (原管研発第1311276号(平成25年11月27日原子力規制委員会決定))	
	再処理施設の変更に係る設計及び工事の <u>計画</u> の認可	同上	※6		再処理施設の変更に係る設計及び工事の <u>方法</u> の認可	同上	※6
第45条第2項	再処理施設の設計及び工事の <u>計画</u> の変更の認可	同上	※6	第45条第2項	再処理施設の設計及び工事の <u>方法</u> の変更の認可	同上	※6
第46条第3項	再処理施設の <u>使用前事業者検査</u> に関する確認	基準は、第46条第2項に規定されている。 同項第2号については、再処理技術基準規則及び	<u>確認</u> 終了後30日	第46条第1項	再処理施設の <u>使用前検査</u>	基準は、第46条第2項に規定されている。 同項第2号については、「再処理施設の性能に係	<u>検査</u> 終了後30日

		核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示によるものとし、以下の規程を基として個々の事案ごとに判断する。 ○再処理技術基準解釈				る技術基準に関する規則」(平成25年原子力規制委員会規則第29号。以下「再処理性能基準規則」という。)、核燃料物質の加工の事業に関する規則等の規定に基づき、線量限度等を定める告示」及び「工場又は事業所における核燃料物質等の運搬に関する措置に係る技術的細目等を定める告示」に規定されている。(※2)	
	(削除)	(削除)	(削除)		再処理施設の変更に係る使用前検査	同上	検査終了後30日
(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	第46条の2第1項	再処理施設の溶接検査	基準は、第46条の2第3項及び核燃料施設溶接規則に規定されている。(※2)	※6
(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	第46条の2第2項	再処理施設の溶接の方法の認可	当該審査基準は、使用済燃料の再処理の事業に関する規則(昭和46年総理府令第10号。以下	※6

						「再処理規則」とい う。) 第7条の6第3項 の規定によるものとし、 以下の規程を基として 個々の事案毎に判断す る。 ○核燃料施設溶接方法認 可通達	
(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	第46条 の2第4 項	輸入した再処理 施設の溶接検査	基準は、第46条の2第 5項及び核燃料施設溶接 規則に規定されている。 (※2)	※6
第46条 の5第1 項	再処理事業者で ある法人の合併 及び分割に係る 認可	基準は、第46条の5第 2項において準用する第 44条の2第1項第1号 から第3号まで及び第5 号に規定されている。 (※2)	※6	第46条 の5第1 項	再処理事業者で ある法人の合併 及び分割に係る 認可	基準は、第46条の5第 2項において準用する第 44条の2第1項第1号 及び第2号並びに第2項 に規定されている。(※ 2)	※6
第46条 の7第1 項	再処理事業の指 定の取消し	基準は、第46条の7第 1項及び使用済燃料の再 処理の事業に関する規則 (昭和46年総理府令第 10号。以下「再処理規 則」という。) 第7条の 15に規定されている。		第46条 の7第1 項	再処理事業の指 定の取消し	基準は、第46条の7第 1項及び再処理規則第7 条の15に規定されてい る。(※3)	

		(※3)					
(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	
第49条第1項	再処理施設の使用の停止等	基準は、第49条第1項並びに再処理事業指定基準規則及び再処理技術基準規則に規定されている。(※3)		第49条第1項	再処理施設の使用の停止等	基準は、第49条第1項、再処理事業指定基準規則及び再処理性能基準規則によるものとする。	
第49条第2項	防護措置に係る是正措置等の命令	基準は、第49条第2項及び再処理規則第16条の3に規定されている。再処理規則第16条の3については、原子力規制委員会が別に定める基準を基とし、個々の事案ごとに判断する。		第49条第2項	防護措置に係る是正措置等の命令	基準は、第49条第2項及び再処理規則第16条の3に規定されている。再処理規則第16条の3については、原子力規制委員会が別に定める基準を基とし、個々の事案毎に判断する。	
第50条第1項	再処理事業者が定めた保安規定の認可	基準は、第50条第2項に規定されている。同項第2号については、再処理施設における保安規定の審査基準（原管研発第1311278号（平成25年11月27日原子力規制委員会決定））を基とし、個々の	30日	第50条第1項	再処理事業者の保安規定の認可	基準は、第50条第2項に規定されている。同項については、「再処理施設における保安規定の審査基準」（原管研発第1311278号（平成25年11月27日原子力規制委員会決定））を基とし、個々の事案毎	30日

		事案ごとに判断する。ただし、核燃料サイクル工学研究所（再処理施設）の廃止措置に係る保安規定の審査については、同審査基準によらない。				に判断する。ただし、核燃料サイクル工学研究所（再処理施設）の廃止措置に係る保安規定の審査については、同審査基準によらない。	
	再処理事業者が定めた保安規定の変更の認可	同上	30日		再処理事業者の保安規定の変更の認可	同上	30日
第50条第3項	再処理事業者が定めた保安規定の変更命令	基準は、第50条第3項に規定されている。（※3）		第50条第3項	再処理事業者の保安規定の変更命令	基準は、第50条第3項に規定されている。（※3）	
(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	
第50条の3第1項	再処理事業者が定めた核物質防護規定の認可	基準は、第50条の3第2項において読み替えて準用する第12条の2第2項及び再処理規則第16条の3に規定されている。 再処理規則第16条の3については、原子力規制委員会が別に定める基準を基とし、個々の事案ごとに判断する。	90日	第50条の3第1項	再処理事業者が定めた核物質防護規定の認可	基準は、第50条の3第2項において準用する第12条の2第2項及び再処理規則第16条の3に規定されている。再処理規則第16条の3については、原子力規制委員会が別に定める基準を基とし、個々の事案毎に判断する。	90日

	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)
第50条の3第2項	再処理事業者が定めた核物質防護規定の変更命令	基準は、第50条の3第2項において読み替えて準用する第12条の2第3項及び再処理規則第16条の3に規定されている。 再処理規則第16条の3については、原子力規制委員会が別に定める基準を基とし、個々の事案ごとに判断する。		第50条の3第2項	再処理事業者が定めた核物質防護規定の変更命令	基準は、第50条の3第2項において準用する第12条の2第3項及び再処理規則第16条の3に規定されている。再処理規則第16条の3については、原子力規制委員会が別に定める基準を基とし、個々の事案毎に判断する。	
第50条の4第2項	核物質防護管理者の解任命令	基準は、第50条の4第2項において読み替えて準用する第12条の5に規定されている。(※3)		第50条の4第2項	核物質防護管理者の解任命令	基準は、第50条の4第2項において準用する第12条の5に規定されている。(※3)	
(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	
第50条の5第2項	廃止措置計画の認可	基準は、第50条の5第3項において読み替えて準用する第12条の6第4項及び再処理規則第19条の8に規定されている。(※2)	※6	第50条の5第2項	廃止措置計画の認可	基準は、第50条の5第3項において準用する第12条の6第4項及び再処理規則第19条の8に規定されている。(※2)	※6

第50条の5第3項において <u>読み替えて準用</u> する第12条の6第3項	廃止措置計画の変更の認可	同上	※6	第50条の5第3項において <u>準用する</u> 第12条の6第3項	廃止措置計画の変更の認可	同上	※6
第50条の5第3項において <u>読み替えて準用</u> する第12条の6第7項	核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物による災害防止のための措置等の命令	基準は、第50条の5第3項において <u>読み替えて準用する</u> 第12条の6第7項に規定されている。(※3)		第50条の5第3項において <u>準用する</u> 第12条の6第7項	核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物による災害防止のための措置等の命令	基準は、第50条の5第3項において <u>準用する</u> 第12条の6第7項に規定されている。(※3)	
第50条の5第3項において準用する第12条の6第8項	廃止措置の <u>終了の確認</u>	基準は、第50条の5第3項において準用する第12条の6第8項及び再処理規則第19条の10に規定されている。(※2)	※6	第50条の5第3項において準用する第12条の6第8項	廃止措置の <u>終了の確認</u>	基準は、第50条の5第3項において準用する第12条の6第8項及び再処理規則第19条の10に規定されている。(※2)	※6
第51条第2項	指定の取消し等に伴う廃止措置	基準は、第51条第4項において <u>読み替えて準用</u>	※6	第51条第2項	指定の取消し等に伴う廃止措置	基準は、第51条第4項において <u>準用する</u> 第12	※6

	計画の認可	する第12条の7第5項及び再処理規則第19条の8に規定されている。 (※2)			計画の認可	条の7第5項及び再処理規則第19条の8に規定されている。(※2)	
第51条第4項において読み替えて準用する第12条の7第4項	指定の取消し等に伴う廃止措置計画の変更の認可	同上	※6	第51条第4項において準用する第12条の7第4項	指定の取消し等に伴う廃止措置計画の変更の認可	同上	※6
第51条第4項において読み替えて準用する第12条の7第8項	核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物による災害防止のための措置等の命令	基準は、第51条第4項において読み替えて準用する第12条の7第8項に規定されている。(※3)		第51条第4項において準用する第12条の7第8項	核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物による災害防止のための措置等の命令	基準は、第50条の5第3項において準用する第12条の7第8項に規定されている。(※3)	
第51条第4項において読み替えて準用する	指定の取消し等に伴う廃止措置の終了の確認	基準は、第51条第4項において読み替えて準用する第12条の7第9項及び再処理規則第19条の10に規定されてい	※6	第51条第4項において準用する第12条の	指定の取消し等に伴う廃止措置の終了確認	基準は、第51条第4項において準用する第12条の7第9項及び再処理規則第19条の10に規定されている。(※2)	※6

第12条 の7第9 項		る。(※2)		7第9項			
【廃棄の規制】				【廃棄の規制】			
第51条 の2第1 項	廃棄事業（第二種廃棄物埋施設及び廃棄物管理施設に係るものに限る。）の許可	<p>基準は、第51条の3各号の規定並びに<u>第二種廃棄物埋施設</u>の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第30号）、<u>廃棄物管理施設</u>の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第31号。以下「<u>管理事業許可基準規則</u>」という。）及び品質管理基準規則によるものとし、以下の規程を基として個々の事案ごとに判断する。</p> <p>○原子力事業者の技術的能力に関する<u>審査指針</u></p>	※6	第51条 の2第1 項	廃棄事業の許可	<p>当該審査基準は、第51条の3各号の規定並びに「<u>第二種廃棄物埋施設</u>の位置、構造及び設備の基準に関する規則」（平成25年原子力規制委員会規則第30号）及び「<u>廃棄物管理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則</u>」（平成25年原子力規制委員会規則第31号。以下「<u>管理事業許可基準規則</u>」という。）によるものとし、以下の規程を基として個々の事案毎に判断する。</p> <p>○原子力事業者の技術的能力に関する<u>審査指針</u>（平成16年5月27</p>	※6

		<p>○<u>第二種廃棄物埋設施設</u>の位置、構造及び設備の基準に関する規則の<u>解釈</u>（原管廃発第1311277号（平成25年11月27日原子力規制委員会決定））</p> <p>○<u>廃棄物管理施設</u>の位置、構造及び設備の基準に関する規則の<u>解釈</u>（原管廃発第13112710号（平成25年11月27日原子力規制委員会決定））</p> <p>○<u>品質管理基準解釈</u></p>				<p><u>日、原子力安全委員会決定</u>）</p> <p>○「<u>第二種廃棄物埋設施設</u>の位置、構造及び設備の基準に関する規則の<u>解釈</u>」（原管廃発第1311277号（平成25年11月27日原子力規制委員会決定））</p> <p>○「<u>廃棄物管理施設</u>の位置、構造及び設備の基準に関する規則の<u>解釈</u>」（原管廃発第13112710号（平成25年11月27日原子力規制委員会決定））</p>	
第51条の5第1項	<u>廃棄事業（第二種廃棄物埋設施設及び廃棄物管理施設に係るものに限る。）</u> の変更の許可	同上	※6	第51条の5第1項	<u>廃棄事業</u> の変更の許可	同上	※6
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

第51条の6第2項	<u>放射性廃棄物等に係る廃棄物埋設に関する確認</u>	基準は、第51条の6第2項並びに第一種埋設規則第12条及び第二種埋設規則第8条に規定されている。(※2)	※6	第51条の6第2項	<u>廃棄体等に係る廃棄物埋設に関する確認</u>	基準は、第51条の6第2項並びに第一種埋設規則第12条及び第二種埋設規則第8条に規定されている。(※2)	※6
第51条の7第1項	特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の設計及び工事の <u>計画</u> の認可	基準は、第51条の7第3項に規定されている。同項第2号については、 <u>特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の技術基準に関する規則</u> （令和 年原子力規制委員会規則第 号。以下「 <u>廃棄物技術基準規則</u> 」という。）及び <u>核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示</u> によるものとし、以下の規程を基として個々の事案ごとに判断する。	※6	第51条の7第1項	特定廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の設計及び工事の <u>方法</u> の認可	基準は、第51条の7第3項に規定されている。同項第2号については、「 <u>特定廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則</u> 」（平成4年総理府令第4号）及び「 <u>核燃料物質の加工の事業に関する規則等の規定に基づき、線量限度等を定める告示</u> 」に規定されている。同項第3号においては、「 <u>特定廃棄物管理施設に係る廃棄物管理事業者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則</u> 」（平成25年原	※6

		○ <u>特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の技術基準に関する規則の解釈（番号（令和 年 月 日原子力規制委員会決定）。以下「<u>廃棄物技術基準解釈</u>」という。）</u>				<u>子力規制委員会規則第32号）によるものとし、以下の規程を基として個々の事案毎に判断する。</u> ○ <u>特定廃棄物管理施設に係る廃棄物管理事業者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則の解釈（原管廃発第13112711号（平成25年11月27日原子力規制委員会決定））</u>	
	<u>特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の変更に係る設計及び工事の計画の認可</u>	同上	※6		<u>特定廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の変更に係る設計及び工事の方法の認可</u>	同上	※6
第51条の7第2項	<u>特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理</u>	同上	※6	第51条の7第2項	<u>特定廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設に</u>	同上	※6

	施設に係る設計及び工事の計画の変更の認可				係る設計及び工事の方法の変更の認可		
第51条の8第3項	特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の使用前事業者検査に関する確認	基準は、第51条の8第2項に規定されている。同項第2号については、 <u>廃棄物技術基準規則及び核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示</u> によるものとし、 <u>以下の規程を基として個々の事案ごとに判断する。</u> ○ <u>廃棄物技術基準解釈</u>	確認終了後30日	第51条の8第1項	特定廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の使用前検査	基準は、第51条の8第2項に規定されている。同項第2号については、「 <u>特定廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の性能に係る技術基準に関する規則</u> 」(平成25年原子力規制委員会規則第33号)及び「 <u>核燃料物質の加工の事業に関する規則等の規定に基づき、線量限度等を定める告示</u> 」に規定されている。	検査終了後30日
(削除)	(削除)	(削除)	(削除)		特定廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の変更に係る使用前検査	同上	検査終了後30日
(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	第51条の9第1項	特定廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の溶接検査	基準は、第51条の9第3項及び核燃料施設溶接規則に規定されている。 (※2)	※6

(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	<u>第51条の9第2項</u>	特定廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の溶接の方法の認可	基準は、 <u>第一種埋設規則第29条第3項及び管理規則第15条第3項の規定によるものとし、原則として以下の規程に基づき個々の事案毎に判断する。</u> ○ <u>特定廃棄物管理施設の溶接の方法の認可について（平成24年4月3日、平成24・03・26原院第1号）</u>	<u>30日</u>
(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	<u>第51条の9第4項</u>	輸入した特定廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の溶接検査	基準は、 <u>第51条の9第5項及び核燃料施設溶接規則に規定されている。</u> <u>(※2)</u>	<u>※6</u>
第51条の12第1項	廃棄事業者である法人の合併及び分割に係る認可	基準は、第51条の12第2項において準用する <u>第51条の3第1号及び第3号</u> に規定されている。 <u>(※2)</u>		第51条の12第1項	廃棄事業者である法人の合併及び分割に係る認可	基準は、第51条の12第2項において準用する <u>第51条の3第1号</u> に規定されている。 <u>(※2)</u>	
第51条の14第1項	廃棄事業の許可の取消し	基準は、第51条の14第1項並びに <u>第一種埋設規則第43条、第二種埋</u>		第51条の14第1項	廃棄事業の許可の取消し	基準は、第51条の14第1項並びに <u>第一種埋設規則第43条、第二種埋</u>	

		設規則第12条及び核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則（昭和63年総理府令第47号。以下「管理規則」という。）第25条に規定されている。 (※3)				設規則第12条及び管理規則第25条に規定されている。(※3)	
(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	
第51条の17第1項	特定第一種廃棄物埋設施設の使用の停止等	基準は、第51条の17第1項及び廃棄物技術基準規則に規定されている。(※3)		第51条の17第1項	特定廃棄物埋設施設の使用の停止等	基準は、第51条の17第1項及び特定廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の性能に係る技術基準に関する規則に規定されている。(※3)	
	特定廃棄物管理施設の使用の停止等	基準は、第51条の17第1項並びに管理事業許可基準規則及び廃棄物技術基準規則に規定されている。(※3)			特定廃棄物管理施設の使用の停止等	基準は、第51条の17第1項、管理事業許可基準規則及び特定廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の性能に係る技術基準に関する規則に規定されている。(※3)	

第51条の17第2項	防護措置に係る是正措置等の命令	基準は、第51条の17第2項並びに第一種埋設規則第62条、第二種埋設規則第19条の3及び管理規則第33条の3に規定されている。 <u>第一種埋設規則第62条、第二種埋設規則第19条の3及び管理規則第33条の3については、原子力規制委員会が別に定める基準を基とし、個々の事案ごとに判断する。</u>		第51条の17第2項	防護措置に係る是正措置等の命令	基準は、第51条の17第2項並びに第一種埋設規則第62条、第二種埋設規則第19条の3及び管理規則第33条の3に規定されている。 <u>第一種埋設規則第62条、第二種埋設規則第19条の3及び管理規則第33条の3については、原子力規制委員会が別に定める基準を基とし、個々の事案毎に判断する。</u>	
第51条の18第1項	<u>廃棄事業者（第二種廃棄物埋設事業者及び廃棄物管理事業者に限る。）</u> が定めた保安規定の認可	基準は、第51条の18第2項に規定されている。 <u>同項第2号については、第二種廃棄物埋設事業に係る廃棄物埋設施設における保安規定の審査基準</u> （原管廃発第1311278号（平成25年11月27日原子力規制委員会決定）又は <u>廃棄物管</u>	30日	第51条の18第1項	<u>廃棄事業者</u> が定めた保安規定の認可	基準は、第51条の18第2項に規定されている。 <u>同項については、「第二種廃棄物埋設事業に係る廃棄物埋設施設における保安規定の審査基準」</u> （原管廃発第1311278号（平成25年11月27日原子力規制委員会決定）又は「 <u>廃棄物</u>	30日

		理施設における保安規定の審査基準（原管廃発第13112712号（平成25年11月27日原子力規制委員会決定）を基とし、個々の事案ごとに判断する。				管理施設における保安規定の審査基準（原管廃発第13112712号（平成25年11月27日）を基とし、個々の事案毎に判断する。	
	廃棄事業者（ <u>第二種廃棄物埋設事業者及び廃棄物管理事業者に限る。</u> ）が定めた保安規定の変更の認可	同上	30日 （第二種埋設規則第20条第1項第6号に掲げる事項の変更の認可については、※6）		廃棄事業者が定めた保安規定の変更の認可	同上	30日 （第二種埋設規則第20条第1項第7号に掲げる事項の変更の認可については、※6）
第51条の18第3項	廃棄事業者（ <u>第二種廃棄物埋設事業者及び廃棄物管理事業者に限る。</u> ）が定めた保安規定の変更命令	基準は、第51条の18第3項に規定されている。（※3）		第51条の18第3項	廃棄事業者が定めた保安規定の変更命令	基準は、第51条の18第3項に規定されている。（※3）	

第51条の19第1項	廃棄物埋設地の譲受けの許可	基準は、第51条の19第2項において準用する第51条の3に規定されている。(※2)	※6	第51条の19第1項	廃棄物埋設地の譲受けの許可	基準は、第51条の19第2項において準用する第51条の3に規定されている。(※2)	(新設)
(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	
第51条の23第1項	廃棄事業者が定めた核物質防護規定の認可	基準は、第51条の23第2項において読み替えて準用する第12条の2第2項並びに第一種埋設規則第62条、第二種埋設規則第19条の3及び管理規則第33条の3に規定されている。 第一種埋設規則第62条、第二種埋設規則第19条の3及び管理規則第33条の3については、原子力規制委員会が別に定める基準を基とし、個々の事案ごとに判断する。	90日	第51条の23第1項	廃棄事業者が定めた核物質防護規定の認可	基準は、第51条の23第2項において準用する第12条の2第2項並びに第一種埋設規則第62条、第二種埋設規則第19条の3及び管理規則第33条の3に規定されている。第一種埋設規則第62条、第二種埋設規則第19条の3及び管理規則第33条の3については、原子力規制委員会が別に定める基準を基とし、個々の事案毎に判断する。	90日
	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)
第51条の23第1項	廃棄事業者が定めた核物質防護	基準は、第51条の23第2項において読み替え		第51条の23第1項	廃棄事業者が定めた核物質防護	基準は、第51条の23第2項において準用する	

2項	規定の変更命令	て準用する第12条の2第3項並びに第一種埋設規則第62条、第二種埋設規則第19条の3及び管理規則第33条の3に規定されている。 第一種埋設規則第62条、第二種埋設規則第19条の3及び管理規則第33条の3については、原子力規制委員会が別に定める基準を基とし、個々の事案ごとに判断する。		2項	規定の変更命令	第12条の2第3項並びに第一種埋設規則第62条、第二種埋設規則第19条の3及び管理規則第33条の3に規定されている。第一種埋設規則第62条、第二種埋設規則第19条の3及び管理規則第33条の3については、原子力規制委員会が別に定める基準を基とし、個々の事案毎に判断する。	
第51条の24第2項	核物質防護管理者の解任命令	基準は、第51条の24第2項において読み替えて準用する第12条の5に規定されている。(※3)		第51条の24第2項	核物質防護管理者の解任命令	基準は、第51条の24第2項において準用する第12条の5に規定されている。(※3)	
第51条の24の2第1項	閉鎖措置計画の認可	基準は、第51条の24の2第3項において読み替えて準用する第12条の6第4項及び第一種埋設規則第77条に規定されている。	※6	第51条の24の2第1項	閉鎖措置計画の認可	基準は、第51条の24の2第3項において準用する第12条の6第4項及び第一種埋設規則第77条に規定されている。	(新設)

第51条の24の2第2項	閉鎖措置の確認	基準は、第51条の24の2第2項に規定されている。(※2)	※6	第51条の24の2第2項	閉鎖措置の確認	基準は、第51条の24の2第2項に規定されている。(※2)	(新設)
第51条の24の2第3項において読み替えて準用する第12条の6第3項	閉鎖措置計画の変更の認可	基準は、第51条の24の2第3項において読み替えて準用する第12条の6第4項及び第一種埋設規則第77条に規定されている。(※2)		第51条の24の2第3項において準用する第12条の6第3項	閉鎖措置計画の変更の認可	基準は、第51条の24の2第3項において準用する第12条の6第4項及び第一種埋設規則第77条に規定されている。(※2)	
第51条の24の2第3項において読み替えて準用する第12条の6第7項	核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物による災害防止のための措置等の命令	基準は、第51条の24の2第3項において読み替えて準用する第12条の6第7項に規定されている。(※3)		第51条の24の2第3項において準用する第12条の6第7項	核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物による災害防止のための措置等の命令	基準は、第51条の24の2第3項において準用する第12条の6第7項に規定されている。	
第51条の25第2項	廃止措置計画の認可	基準は、第51条の25第3項において読み替えて準用する第12条の6第4項並びに第一種埋設	※6	第51条の25第2項	廃止措置計画の認可	基準は、第51条の25第3項において準用する第12条の6第4項並びに第一種埋設規則第82	※6

		規則第82条、第二種埋設規則第22条の10及び管理規則第35条の9に規定されている。(※2)				条、第二種埋設規則第22条の10及び管理規則第35条の9に規定されている。(※2)	
第51条の25第3項において読み替えて準用する第12条の6第3項	廃止措置計画の変更の認可	同上	※6	第51条の25第3項において準用する第12条の6第3項	廃止措置計画の変更の認可	同上	※6
第51条の25第3項において読み替えて準用する第12条の6第7項	核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物による災害防止のための措置等の命令	基準は、第51条の25第3項において読み替えて準用する第12条の6第7項に規定されている。(※3)		第51条の25第3項において準用する第12条の6第7項	核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物による災害防止のための措置等の命令	基準は、第51条の25第3項において準用する第12条の6第7項に規定されている。(※3)	
第51条の25第3項において準用	廃止措置の終了の確認	基準は、第51条の25第3項において準用する第12条の6第8項並びに第一種埋設規則第84	※6	第51条の25第3項において準用	廃止措置の終了の確認	基準は、第51条の25第3項において準用する第12条の6第8項並びに第一種埋設規則第84	(新設)

する第1 2条の6 第8項		条、第二種埋設規則第2 2条の12及び管理規則 第35条の11に規定さ れている。(※2)		する第1 2条の6 第8項		条、第二種埋設規則第2 2条の12及び管理規則 第35条の11に規定さ れている。(※3)	
第51条 の26第 2項	許可の取消し等 に伴う廃止措置 計画の認可	基準は、第51条の26 第4項において読み替え て準用する第12条の7 第5項並びに第一種埋設 規則第82条、第二種埋 設規則第22条の10及 び管理規則第35条の9 に規定されている。(※ 2)	※6	第51条 の26第 2項	許可の取消し等 に伴う廃止措置 計画の認可	基準は、第51条の26 第4項において準用する 第12条の7第5項並び に第一種埋設規則第82 条、第二種埋設規則第2 2条の10及び管理規則 第35条の9に規定され ている。(※3)	※6
第51条 の26第 4項にお いて読み 替えて準 用する第 12条の 7第4項	許可の取消し等 に伴う廃止措置 計画の変更の認 可	同上	※6	第51条 の26第 4項にお いて準用 する第1 2条の7 第4項	許可の取消し等 に伴う廃止措置 計画の変更の認 可	同上	※6
第51条 の26第 4項にお いて読み	核燃料物質又は 核燃料物質によ って汚染された 物による災害防	基準は、第51条の26 第4項において読み替え て準用する第12条の7 第8項に規定されてい		第51条 の26第 4項にお いて準用	核燃料物質又は 核燃料物質によ って汚染された 物による災害防	基準は、第51条の26 第4項において準用する 第12条の7第8項に規 定されている。(※3)	

<u>替えて準用する第12条の7第8項</u>	止のための措置等の命令	る。(※3)		<u>する第12条の7第8項</u>	止のための措置等の命令		
第51条の26第4項において <u>読み替えて準用する第12条の7第9項</u>	許可の取消し等に伴う廃止措置の <u>終了の確認</u>	基準は、第51条の26第4項において <u>読み替えて準用する第12条の7第9項並びに第一種埋設規則第84条、第二種埋設規則第22条の12及び管理規則第35条の11に規定されている。</u> (※2)	※6	第51条の26第4項において <u>準用する第12条の7第9項</u>	許可の取消し等に伴う廃止措置の <u>終了の確認</u>	基準は、第51条の26第4項において <u>準用する第12条の7第9項並びに第一種埋設規則第84条、第二種埋設規則第22条の12及び管理規則第35条の11に規定されている。</u> (※2)	※6
第51条の29第1項	<u>土地の掘削の許可</u>	基準は、第51条の29第2項及び指定廃棄物埋設区域における土地の掘削の許可等に関する規則(平成30年原子力規制委員会規則第10号)第3条に規定されている。 (※2)	※6	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
第51条の30	<u>土地の掘削の中止命令等</u>	基準は、第51条の30に規定されている。(※3)		(新設)	(新設)	(新設)	

【核燃料物質の使用に関する規制】				【核燃料物質の使用に関する規制】			
第52条 第1項	核燃料物質の使用の許可	<p>基準は、<u>第53条各号の規定並びに使用施設等の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第34号）及び品質管理基準規則によるものとし、以下の規程を基として個々の事案ごとに判断する。</u></p> <p>○<u>使用施設等の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈（原規研発第1311274号（平成25年11月27日原子力規制委員会決定））</u></p> <p>○<u>品質管理基準解釈</u></p>	<p>令第41条に該当するものは※6、それ以外は90日間</p>	第52条 第1項	核燃料物質の使用の許可	<p>基準は、<u>第53条に規定されている。</u></p> <p><u>同条第1項第2号については、「使用施設等の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第34号。以下「使用許可基準規則」という。）</u>、以下の規程を基として個々の事案毎に判断する。</p> <p>○<u>「使用施設等の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈」（原規研発第1311274号（平成25年11月27日原子力規制委員会決定））</u>。以下<u>「使用許可基準解釈」という。）</u></p>	<p>核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令第41条に該当するものは※6、それ以外は90日間</p>

<p>第55条 第1項</p>	<p>核燃料物質の使用の変更の許可</p>	<p>同上</p>	<p>令第41条に該当するものは※6、それ以外は90日間</p>	<p>第55条の2第3項</p>	<p>核燃料物質の使用施設等の使用前検査に関する確認</p>	<p>基準は、第55条の2第2項に規定されている。<u>同項第2号については、使用施設等の技術基準に関する規則（令和 年原子力規制委員会規則第 号）及び核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づき線量限度等を定める告示によるものとし、以下の規程を基として</u></p>	<p>確認終了後30日間</p>	<p>第55条</p>	<p>核燃料物質の使用の変更の許可</p>	<p>基準は、<u>第55条第3項において準用される第53条に規定されている。同条第1項第2号については、「使用許可基準規則」によるものとし、以下の規程を基として個々の事案毎に判断する。</u> <u>○使用許可基準解釈</u></p>	<p>核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令第41条に該当するものは※6、それ以外は90日間</p>	<p>第55条の2第1項</p>	<p>核燃料物質の使用施設等の施設検査</p>	<p>基準は、<u>第55条の2第2項核燃料物質の使用等に関する規則（昭和32年総理府令第84号。以下「燃料使用規則」という。）第2条の5及び「試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則等の規定に基づき、線量限度等を定める告示」に規定されている。（※2）</u></p>	<p>検査終了後30日間</p>
---------------------	-----------------------	-----------	----------------------------------	------------------	--------------------------------	---	------------------	-------------	-----------------------	--	---	------------------	-------------------------	---	------------------

		個々の事案ごとに判断する。 ○使用施設等の技術基準に関する規則の解釈 (番号(令和 年 月 日原子力規制委員会決定))					
	(削除)	(削除)	(削除)		核燃料物質の使用施設等の変更に係る施設検査	同上	検査終了後30日間
(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	第55条の3第1項	核燃料物質の使用施設等の溶接検査	基準は、第55条の3第2項及び使用施設等の溶接の技術基準に関する規則(昭和61年総理府令第73号)に規定されている。(※2)	検査終了後30日間
第55条の3第1項	核燃料物質の使用 者である法人の合併及び分割に係る認可	基準は、第55条の3第2項において準用する第53条第1号、第3号及び第4号に規定されている。(※2)	60日間	第55条の4第1項	核燃料物質の使用 者である法人の合併及び分割に係る認可	基準は、第55条の4第2項において準用される第53条第1号及び第3号に規定されている。(※2)	60日間
(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	
第56条の4第1項	使用施設等の使用の停止等	基準は、第56条の4第1項及び核燃料物質の使		第56条の4第1項	使用施設等の使用の停止等	基準は、第56条の4第1項及び燃料使用規則に	

項		用等に関する規則（昭和32年総理府令第84号。以下「燃料使用規則」という。）に規定されている。（※3）		項		よるものとする。（※3）	
第56条の4第2項	防護措置に係る是正措置等の命令	基準は、第56条の4第2項及び燃料使用規則第2条の11の13に規定されている。 燃料使用規則第2条の11の13については、原子力規制委員会が別に定める基準を基とし、個々の事案ごとに判断する。		第56条の4第2項	防護措置に係る是正措置等の命令	基準は、第56条の4第2項及び燃料使用規則第2条11の10に規定されている。燃料使用規則第2条11の10については、原子力規制委員会が別に定める基準を基とし、個々の事案毎に判断する。	
第57条第1項	核燃料物質の使用者が定めた保安規定の認可	基準は、第57条第2項に規定されている。 同項第2号については、 <u>使用施設等における保安規定の審査基準</u> （原規研発第1311275号（平成25年11月27日原子力規制委員会決定））を基とし、個々の事案ごとに判断する。	90日間	第57条第1項	核燃料物質の使用者の保安規定の認可	基準は、第57条第2項に規定されている。 同項については、「 <u>使用施設等における保安規定の審査基準</u> 」（原規研発第1311275号（平成25年11月27日原子力規制委員会決定））を基とし、個々の事案毎に判断する。	90日間

	核燃料物質の使用者が定めた保安規定の変更の認可	同上	60日間		核燃料物質の使用者の保安規定の変更の認可	同上	60日間
(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	
第57条の2第1項	核燃料物質の使用者が定めた核物質防護規定の認可	基準は、第57条の2第2項において読み替えて準用する第12条の2第2項及び燃料使用規則第2条の11の13に規定されている。 燃料使用規則第2条の11の13については、原子力規制委員会が別に定める基準を基とし、個々の事案ごとに判断する。	90日	第57条の2第1項	核燃料物質の使用者が定めた核物質防護規定の認可	基準は、第57条の2第2項において準用する第12条の2第2項及び燃料使用規則第2条の11の10に規定されている。 燃料使用規則第2条の11の10については、原子力規制委員会が別に定める基準を基とし、個々の事案毎に判断する。	90日
	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)
第57条の2第2項	核燃料物質の使用者が定めた核物質防護規定の変更の命令	基準は、第57条の2第2項において読み替えて準用する第12条の2第3項及び燃料使用規則第2条の11の13に規定されている。 燃料使用規則第2条の1		第57条の2第2項	核燃料物質の使用者が定めた核物質防護規定の変更の命令	基準は、第57条の2第2項において準用する第12条の2第3項及び燃料使用規則第2条11の10に規定されている。 燃料使用規則第2条11の10については、原子	

		1の13については、原子力規制委員会が別に定める基準を基とし、個々の事案ごとに判断する。				力規制委員会が別に定める基準を基とし、個々の事案毎に判断する。	
第57条の3第2項	核物質防護管理者の解任命令	基準は、第57条の3第2項において読み替えて準用する第12条の5に規定されている。(※3)		第57条の3第2項	核物質防護管理者の解任命令	基準は、第57条の3第2項において準用する第12条の5に規定されている。(※3)	
第57条の5第2項	廃止措置計画の認可	基準は、第57条の5第3項において読み替えて準用する第12条の6第4項及び燃料使用規則第6条の5に規定されている。(※2)	※6	第57条の6第2項	廃止措置に関する計画の認可	基準は、第57条の6第3項において準用する第12条の6第4項及び燃料使用規則第6条の5に規定されている。(※2)	※6
第57条の5第3項において読み替えて準用する第12条の6第3項	廃止措置計画の変更の認可	同上	※6	第57条の6第3項において準用する第12条の6第3項	廃止措置に関する計画の変更の認可	同上	※6
第57条	核燃料物質又は	基準は、第57条の5第		(新設)	(新設)	(新設)	

<u>の5第3項において読み替えて準用する第12条の6第7項</u>	<u>核燃料物質によって汚染された物による災害防止のための措置等の命令</u>	<u>3項において読み替えて準用する第12条の6第7項において規定されている。(※3)</u>					
<u>第57条の5第3項において準用する第12条の6第8項</u>	<u>廃止措置の終了の確認</u>	<u>基準は、第57条の5第3項において準用する第12条の6第8項及び燃料使用規則第6条の7に規定されている。(※2)</u>	※6	<u>第57条の6第3項において準用する第12条の6第8項を準用</u>	<u>廃止措置終了の確認</u>	<u>基準は、燃料使用規則第6条の7において規定されている。(※2)</u>	※6
<u>第57条の6第2項</u>	<u>許可の取消し等に伴う廃止措置計画の認可</u>	<u>基準は、第57条の6第4項において読み替えて準用する第12条の7第5項及び燃料使用規則第6条の8において読み替えて準用する燃料使用規則第6条の5に規定されている。(※2)</u>	※6	<u>第57条の7第2項</u>	<u>廃止措置に関する計画の認可(旧使用者等に係るものに限る)</u>	<u>基準は、第57条の7第4項において準用する第12条の7及び燃料使用規則第6条の5に規定されている。(※2)</u>	※6

第57条の6第4項において読み替えて準用する第12条の7第4項	許可の取消し等に伴う廃止措置計画の変更の認可	同上	※6	第57条の7第4項において準用する第12条の7第4項を準用	廃止措置に関する計画の変更の認可（旧使用者等に係るものに限る）	同上	※6
第57条の6第4項において読み替えて準用する第12条の7第8項	核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物による災害防止のための措置等の命令	基準は、第57条の6第4項において読み替えて準用する第12条の7第8項において規定されている。（※3）		（新設）	（新設）	（新設）	
第57条の6第4項において読み替えて準用する第12条の7第9項	許可の取消し等に伴う廃止措置の終了の確認	基準は、第57条の6第4項において読み替えて準用する第12条の7第9項及び燃料使用規則第6条の8において読み替えて準用する燃料使用規則第6条の7に規定されている。（※2）	※6	第57条の7第4項において準用する第12条の7第9項を準用	廃止措置終了の確認（旧使用者等に係るものに限る）	基準は、燃料使用規則第6条の7に規定されている。（※2）	※6

【核原料物質の使用に関する規制】				(新設)			
第57条の7第5項	核原料物質の使用に係る是正命令	基準は、 <u>第57条の7第5項及び核原料物質の使用に関する規則（昭和43年総理府令第46号）</u> 第2条に規定されている。(※3)		第57条の8第5項	核原料物質の使用に係る是正命令	基準は、 <u>第57条の8第5項</u> に規定されている。(※3)	
【原子力事業者等の規制】				【原子力事業者等の規制】			
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
第59条第2項	運搬に関する措置（運搬する物に関するものに <u>限る</u> 。）の確認	基準は、 <u>第59条第1項及び第2項並びに核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則（昭和53年総理府令第57号。以下「外運搬規則」という。）第3条から第17条の2まで及び核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示（平成2年科学技術庁告示第5号。以下「外運搬告示」とい</u>	※6	第59条第2項	運搬に関する措置（運搬する物に関するものに <u>限る</u> 。）の確認	基準は、 <u>第59条第1項及び第2項並びに核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則（昭和53年総理府令第57号。以下「外運搬規則」という。）第2条から第15条まで及び第17条に規定されている他、以下の規程による。</u> ○ <u>工場又は事業所の外において運搬される核燃料輸送物の確認等に関する事務手続について</u>	※6

		<u>う。)に規定されている。</u>				<u>(平成23年6月1日付け平成23・03・07原院第7号。以下「外運搬確認等事務手続通達」という。)</u> ○ <u>車両運搬確認申請書、容器承認申請書及び核燃料輸送物設計承認申請書に添付する説明書の記載要領について</u> <u>(平成23年6月1日付け平成23・03・07原院第8号。以下「外運搬確認等記載要領通達」という。)</u>	
第59条 第3項	運搬に使用する 容器の承認	基準は、第59条第1項及び第3項並びに外運搬規則第3条から第12条まで及び第14条並びに外運搬告示に規定されている。	※6	第59条 第3項	運搬に使用する 容器の承認	基準は、第59条第1項及び第3項並びに外運搬規則第2条から第15条までに規定されている 他、以下の規程によるものとする。 ○外運搬確認等事務手続通達 ○外運搬確認等記載要領通達	※6

第59条 第4項	保安及び特定核燃料物質の防護のために必要な措置命令	基準は、第59条第1項及び第4項並びに外運搬規則第3条から第15条までに規定されている。 (※3)		第59条 第4項	保安及び特定核燃料物質の防護のために必要な措置命令	基準は、第59条第1項及び第4項並びに外運搬規則第2条から第15条まで及び第17条に規定されている。(※3)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
第60条 第2項	(略)	(略)		第60条 第2項	(略)	(略)	
	特定核燃料物質の防護のために必要な措置命令	基準は、第60条第1項及び第2項並びに核燃料物質の受託貯蔵に関する規則第3条に規定されている。(※3)			特定核燃料物質の防護のために必要な措置命令	基準は、第60条第1項及び第2項並びに核燃料物質の受託貯蔵に関する規則(平成12年総理府令第125号)第3条に規定されている。(※3)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
第61条 の2第2 項	放射能濃度の測定及び評価の方法の認可(加工施設(ウラン・プルトニウム混合酸化物燃料材を取り扱うものを除く。)、実用	基準は、製錬等放射能濃度確認規則第6条の規定によるものとし、以下の規程を基として個々の事案ごとに判断する。 ○放射能濃度についての確認を受けようとする	※6	第61条 の2第2 項	放射能濃度の測定及び評価の方法の認可(加工施設(ウラン・プルトニウム混合酸化物燃料材を取り扱うものを除く。)、実用	基準は、製錬等放射能濃度確認規則第6条の規定によるものとし、原則として以下の規程に基づき個々の事案毎に判断する。 ○放射能濃度についての確認を受けようとする	※6

	発電用原子炉又は研究開発段階炉に係るものに限る。）	物に含まれる放射性物質の放射能濃度の測定及び評価の方法に係る審査基準（原規規発第1909112号（令和元年9月11日原子力規制委員会決定））			発電用原子炉又は研究開発段階炉に係るものに限る。）	物に含まれる放射性物質の放射能濃度の測定及び評価の方法に係る審査基準（令和元年9月11日、原規規発第1909112号）	
	放射能濃度の測定及び評価の方法の認可（試験炉等放射能濃度確認規則第1条に規定する試験研究炉等設置者等又は使用者（旧使用者等を含む。）に係るものに限る。）	基準は、試験炉等放射能濃度確認規則第6条の規定によるものとし、 <u>以下の規程を基として個々の事案ごとに判断する。</u> ○放射能濃度についての確認を受けようとする物に含まれる放射性物質の放射能濃度の測定及び評価の方法に係る審査基準	※6		放射能濃度の測定及び評価の方法の認可（試験炉等放射能濃度確認規則第1条に規定する試験研究炉等設置者等又は使用者（旧使用者等を含む。）に係るものに限る。）	基準は、試験炉等放射能濃度確認規則第6条の規定によるものとし、 <u>原則として以下の規程に基づき個々の事案毎に判断する。</u> ○放射能濃度についての確認を受けようとする物に含まれる放射性物質の放射能濃度の測定及び評価の方法に係る審査基準（令和元年9月11日、原規規発第1909112号）	※6
【国際規制物資に関する規制】				【国際規制物資に関する規制】			
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

第61条 の17第 1項	指定情報処理機 関の事業計画及 び収支予算の認 可	※7	30日間	第61条 の17第 1項	指定情報処理機 関の事業計画及 び収支予算の認 可	※7	30日間
(削る)	指定情報処理機 関の事業計画及 び収支予算の変 更の認可	同上	30日間		指定情報処理機 関の事業計画及 び収支予算の変 更の認可	同上	30日間
第61条 の19	指定情報処理機 関の <u>指定の基準</u> に係る適合命令	基準は、第61条の12 に規定されている。(※ 3)		第61条 の19	指定情報処理機 関の <u>業務規定</u> に 係る適合命令	基準は、第61条の12 に規定されている。(※ 3)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
第61条 の23の 2	指定保障措置検 査等実施機関の 指定	基準は、 <u>第61条の23 の4並びに国際規制物資 の使用等に関する規則</u> (昭和36年総理府令第 50号。以下「国際規制 物資使用規則」とい う。)第4条の10及び 第4条の11に規定され ている。(※2)	※6	第61条 の23の 2	指定保障措置検 査等実施機関の 指定	基準は、 <u>第61条の23 の4、国際規制物資の使 用等に関する規則</u> (昭和 36年総理府令第50 号。以下「国際規制物資 使用規則」という。)第 4条の10及び第4条の 11に規定されている。 (※2)	※6
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
【雑則】				【雑則】			
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

第64条の3第6項	核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物による災害防止のための措置等の命令	基準は、第64条の3第6項に規定されている。 (※3)		(新設)	(新設)	(新設)	
【その他】				【その他】			
外運搬規則第21条第2項	核燃料輸送物の設計の承認	基準は、 <u>同規則第3条から第12条まで及び第14条並びに外運搬告示に規定されている。</u>	※6	<u>核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則</u> (昭和53年総理府令第57号) 第21条第2項	核燃料輸送物の設計の承認	基準は、 <u>以下の規程による。</u> ○ <u>外運搬確認等事務手続通達</u> ○ <u>外運搬確認等記載要領通達</u>	※6
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
国際規制物資使用規則第4	(削除)	(削除)		国際規制物資使用規則第4	<u>相互流用又は予備費の使用に係る承認を要する</u>	※7	

条の27 第3項	原子力規制委員会が指定する経費の金額に係る相互流用又は予備費の使用の承認	※7	30日間
国際規制 物資使用 規則第4 条の28 第1項	(削除)	(削除)	
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

- ※1：当面申請が見込まれないため、具体的な審査基準又は処分基準を設定しない。
- ※2：更に具体的な審査基準を作成することは困難であるため、具体的な審査基準を設定しない。
- ※3：更に具体的な処分基準を作成することは困難であるため、具体的な処分基準を設定しない。
- ※4：旧原子力安全委員会が決定した試験研究用原子炉に関する審査指針のほか、発電用軽水型原子炉施設に係る指針等を参考にする。
- ※5：旧原子力安全委員会が決定した核燃料施設に関する審査指針のほか、発電用軽水型原子炉施設に係る指針等を参考にする。

条の27 第3項	経費の指定 原子力規制委員会が指定する経費の金額に係る相互流用又は予備費の使用の承認	同上	30日間
国際規制 物資使用 規則第4 条の28 第1項	繰越しに係る承認を要する経費の指定	同上	
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

- ※1：当面申請が見込まれないため、具体的な審査基準又は処分基準を設定しない。
- ※2：更に具体的な審査基準を作成することは困難であるため、具体的な審査基準を設定しない。
- ※3：更に具体的な処分基準を作成することは困難であるため、具体的な処分基準を設定しない。
- ※4：旧原子力安全委員会が決定した試験研究用原子炉に関する審査指針のほか、発電用軽水型原子炉施設に係る指針等を参考にする。
- ※5：旧原子力安全委員会が決定した核燃料施設に関する審査指針のほか、発電用軽水型原子炉施設に係る指針等を参考にする。

<p>※6：申請件数が乏しい、又は申請内容によって審査に要する期間が大きく変動すること等の理由により設定しない。</p> <p>※7：事案ごとの裁量が大きく審査基準を設定することは困難であること等の理由により設定しない。</p>	<p>※6：申請件数が乏しい、又は申請内容によって審査に要する期間が大きく変動すること等の理由により設定しない。</p> <p>※7：事案毎の裁量が大きく審査基準を設定することは困難であること等の理由により設定しない。</p>
--	---